

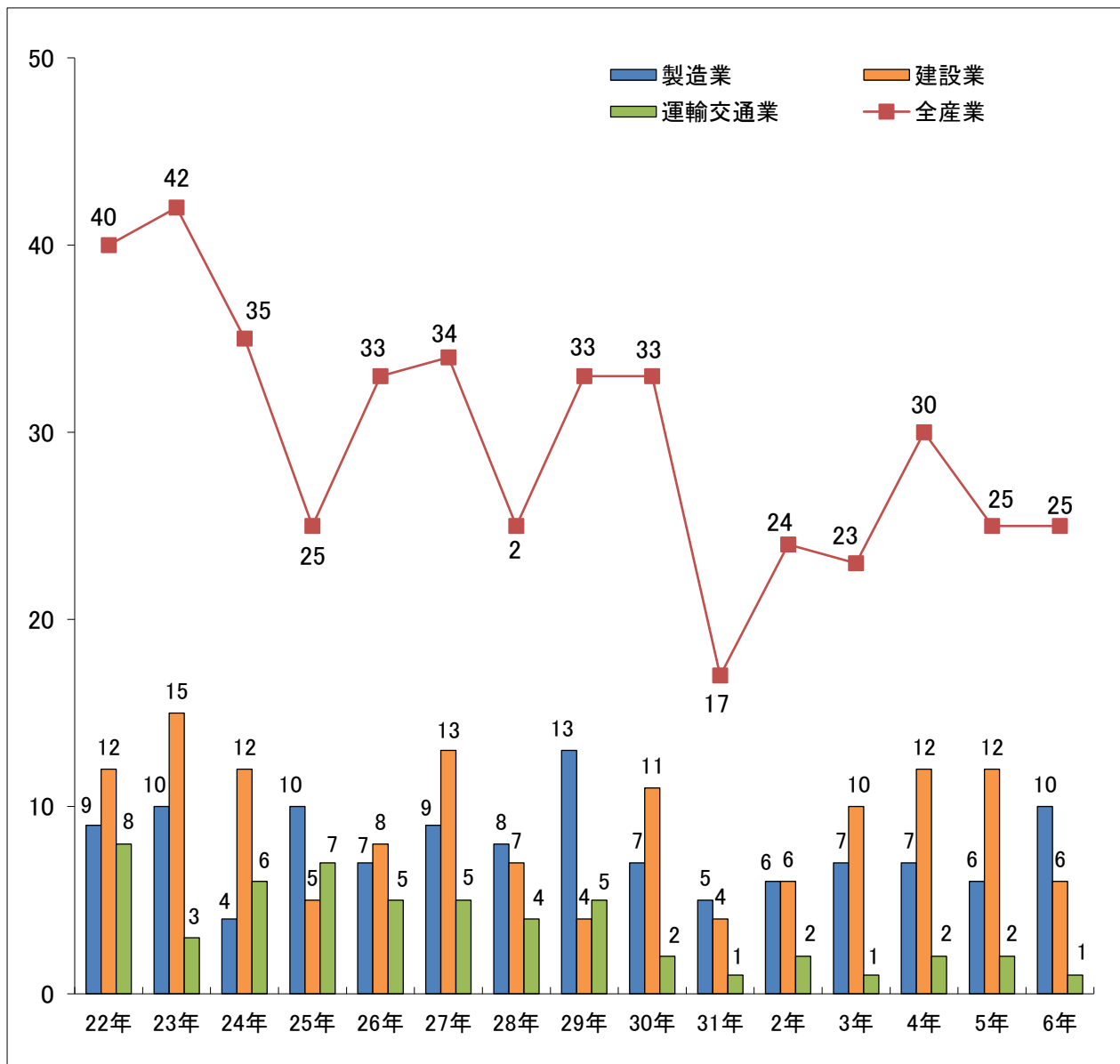
I 令和6年 労働災害の発生状況

1～6まで全て新型コロナウイルス感染症によるものを除いた件数

1 死亡災害の現状

(1) 年別推移

令和6年の静岡県内の労働災害による死亡者数は25人であり、前年と同数であった。

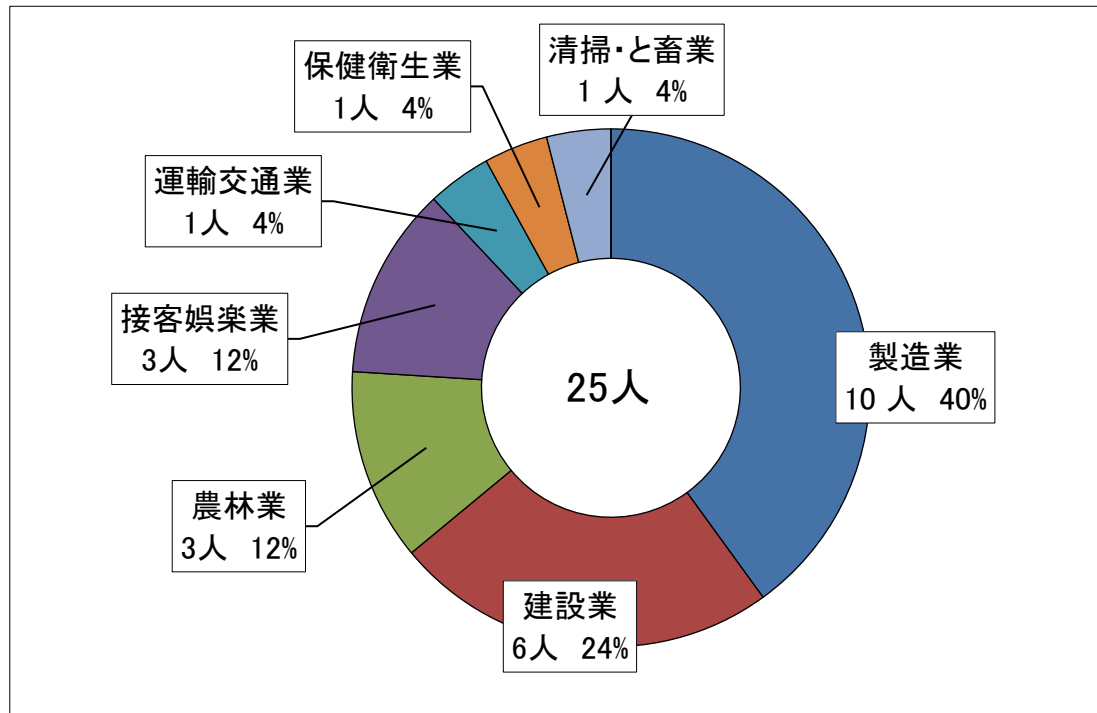


	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	元年	2年
全産業	149	170	111	123	109	122	109	99	99	80	79	103	84	68	73	64	81	75	71
製造業	41	43	33	32	23	28	26	31	23	19	20	25	23	23	13	20	16	19	16
建設業	57	70	41	46	44	40	53	34	37	33	27	39	34	26	33	23	26	30	28
運輸交通業	21	18	13	17	15	22	9	18	14	10	9	9	15	9	11	10	13	8	12

	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全産業	82	81	79	67	74	71	70	71	65	73	49	61	56	60	52	52	48	49	31
製造業	23	20	10	13	23	16	19	6	16	25	13	8	15	12	9	12	8	14	9
建設業	29	27	34	21	24	23	27	27	20	17	16	21	18	18	10	20	18	20	12
運輸交通業	10	11	18	13	18	13	9	10	11	16	7	14	9	11	11	2	6	4	5

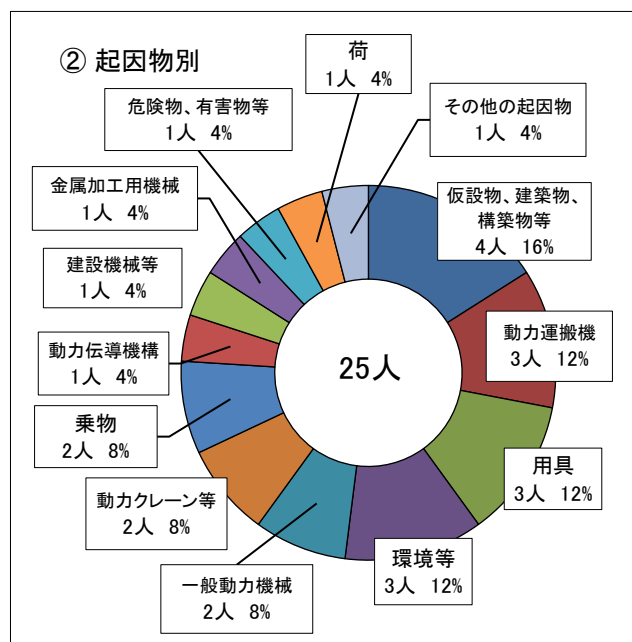
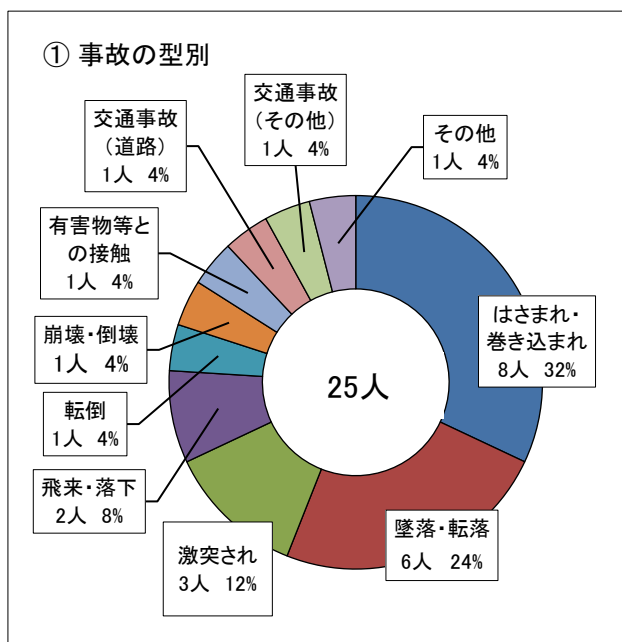
(2) 業種別の死亡災害発生状況

業種別では、「製造業」が40%と最も多く、次いで「建設業」が24%で、総件数の64%を占めている。



(3) 事故の型・起因物別の死亡災害発生状況

- ① 事故の型別では、「はさまれ・巻き込まれ」が32%と最も多く、次いで「墜落・転落」が24%となっており、総件数の56%を占めている。
- ② 起因物別では、「仮設・建築・構築物等」が16%と最も多く、次いで「動力運搬機」「用具」「環境等」がそれぞれ12%となっている。



2 死亡災害の概要(一覧)

令和6年発生

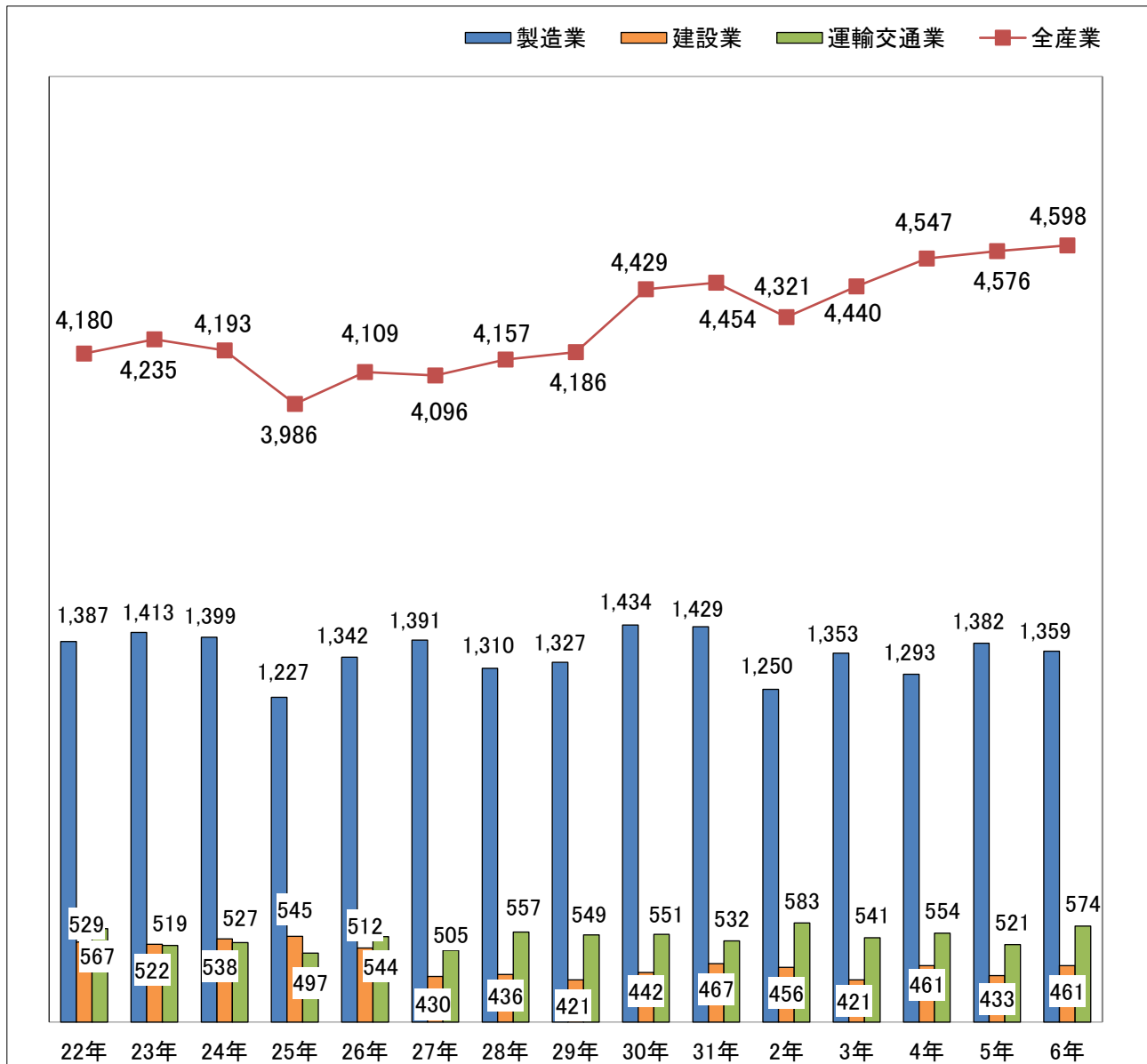
業 種	管轄	発生月 発生時間	事業規模	事 故 の 型 起 因 物	発 生 状 況
食料品製造業	島田	5月 17時～18時	10～29人	はさまれ、巻き込まれ エレベータ・リフト	昇降機(積載荷重200キログラム)に以前より発生していた異音の確認のため、昇降路内のピットに立入っていた被災者に昇降機の搬器が落下し、搬器底部とピット床面の間にはさまれたもの。
パルプ・紙・ 紙加工品製造業	富士	8月 3時～4時	10～29人	はさまれ、巻き込まれ ロール機(印刷ロール機を除く)	製造ラインの乾燥を行う箇所にて損紙が発生し、その除去を行い、機械を再稼働した際に被災者が安全な場所に避難できておらず、左足が巻き込まれ、出血多量により死亡したもの。
化学工業	島田	1月 11時～12時	10人未満	はさまれ、巻き込まれ 射出成形機	発砲スチロールの射出成型機で、成型後の製品を取り出し、次の製品用の金具を金型に取り付ける作業を成型機内部で行っていた被災者が、金型に頭を挟まれ死亡したもの。
	富士	9月 13時～14時	30～49人	はさまれ、巻き込まれ トラック	廃棄物の運搬業者が、塵芥車でプラスチックゴミを搬入してきた。 工場の誘導者の指示で指定された場所に荷下ろしする予定であったが、誘導者からの合図がないまま、バックで工場内に侵入していたところ、入り口付近で荷下ろし場所を無線で工場内作業者に確認中だった誘導者が轢かれたもの。
	島田	9月 8時～9時	30～49人	はさまれ、巻き込まれ 混合機・粉碎機	不意に起動した減容機(廃発泡スチロールを破砕→溶融→押出する機械)の破砕装置に巻き込まれたものである。 被災者は破砕装置内に上半身を入れて、折損しスクリューの位置まで脱落した破砕装置の羽根を、火ばさみを用いて取ろうとしていた。 作業補助をしていた同僚が、誤って(起動ボタンの押し間違い)破砕装置を起動させたため、被災者が破砕装置に巻き込まれた。
窯業土石製品 製造業	浜松	12月 12時～13時	30～49人	はさまれ、巻き込まれ 建築物・構築物	生コンクリート製造会社敷地内において、生コン車の後方ステップを登り、同車のホッパーのつまりを解消する作業を行っていた際、プラントの生コンクリートを排出する開閉式のバケット部分に頭をはさまれた後、地上に墜落した。
一般機械器具 製造業	沼津	2月 16時～17時	300人以上	激突され プレス機械	派遣労働者である被災者がタレットパンチプレスを用いて作業していた際、金属板がクランプされていない不具合が発生したため、テーブル付近で調整作業を行っていたところ、テーブルが動きだしキャリッジ端部のカバーが顔面右こめかみに激突し死亡したもの。
電気機械器具 製造業	浜松	2月 11時～12時	30～49人	その他 その他の起因物	午前10時からの10分間の休憩後しばらくたっても被災者が戻ってこないため構内を探していたところ、構内にある側溝内に意識不明の状態で倒れているのを発見された。被災者は救急搬送された病院で低体温症のため同日死亡が確認された。当日は雨であり、側溝内には水が溜まっていた。
輸送用機械等 製造業	沼津	12月 9時～10時	100～299人	はさまれ、巻き込まれ その他の動力運搬機	表面処理装置の走行モーター付運搬装置が停止している旨の異常ランプが点灯していたため確認したところ、当該運搬装置と鉄骨柱との間に、胸部をはさまれた状態の被災者が発見された。被災者は一人で表面処理装置の給水配管の交換修繕作業を行っていた。
その他の製造業	島田	8月 13時～14時	10～29人	飛来、落下 フォークリフト	フォークリフト運転手1名と被災者含め2名の計3名で、フォークリフトにより高さ1.6m持ち上げたコンテナのラッピング作業(コンテナ内の部品が脱落しないよう樹脂製フィルムを巻き付ける作業)を行っていたところ、コンテナが被災者の方へ向かって落下し、被災者に激突した。コンテナは長辺1.8m×短辺1.3m×高さ1.5mで、工作機械の部品(フレーム類)が複数点詰め込まれており、合計重量は約1tであった。
土木工事業	浜松	12月 2時～3時	10人未満	交通事故(その他) 鉄道車両	鉄道駅構内において線路内に立ち入り、レール溶接作業の準備作業を行っていた。その後、仮置してある機材を運搬するために下り線を横断していたところ、進来してきた貨物列車に接触し、被災したもの。
	三島	12月 13時～14時	10人未満	転倒 玉掛用具	資材置き場において、プラスチック敷板75枚(重量約2.5トン)をドラグ・ショベルにスリンガー一本で吊り上げ、当該荷の横に被災者がいたところ、プラスチック敷板が崩れてそのまま後ろに転倒した。その際、地面に頭を打って死亡した。

業 種	管轄	発生月 発生時間	事業規模	事 故 の 型 起 因 物	発 生 状 況
建築工事業	三島	3月 8時～9時	10人未満	墜落、転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	民間住宅の塗装工事用に設置されていたくさび緊結式足場を解体する作業中に、被災労働者が火打ちを取り外すために躯体屋根上を移動していたところ、足を滑らせて屋根から滑落し、そのまま6.3メートル下の地面へ墜落したもの。
	浜松	10月 12時～13時	10人未満	崩壊、倒壊 建築物・構築物	高さ約2メートルのL字型のブロック塀の解体作業にあたり、カッターで1段目のブロックの一部を切断し、残った箇所を、塀が倒れないように作業員二名で支えながら切断の上、一部のみ解体する作業を行っていたところ、ブロック塀が倒壊し、1名が下敷きとなったもの。
その他の建設業	静岡	7月 9時～10時	10人未満	はさまれ、巻き込まれ 高所作業車	光通信ケーブルの敷設工事において、被災者は、高所作業車を傾斜のある所定の位置に移動させようとしていた。何らかの理由で被災者が運転席から離れた際に、高所作業車が動き出した。被災者が、動き出した高所作業車を手で支えて停止させようとしたところ、付近に停車させていた別の高所作業車との間に挟まれた。
	磐田	11月 6時～7時	10人未満	交通事故(道路) トラック	タイヤがバーストし追越車線上に停車していたトラックに、被災者の運転するトラックが追突したもの。
道路貨物運送業	島田	11月 0時～1時	10～29人	飛来、落下 荷姿のもの	愛知県内の荷主先でパレット荷物をハンドリフトで積み込み作業中、大型トラック荷台内でパレット上の荷物が崩れ被災者頭部へ落下したもの。
農業	浜松	3月 20時～21時	10人未満	有害物等との接触 有害物	被災者が、窓と戸を閉め切った倉庫内で、内燃機関を動力としたフォークリフトを用いて、午後2時半ごろから作業を行っていたところ、一酸化炭素中毒により死亡した。
林業	浜松	3月 10時～11時	10～29人	激突され 立木等	家屋の支障木を伐採作業中、4本目の立木を伐倒した際、倒れた伐倒木が先に伐倒され、そのまま残置していた木に当たり、跳ね上がった残置木が被災者の腹部に激突したもの。
	沼津	10月 13時～14時	10～29人	激突され 立木等	国有林で伐木等の作業に従事していた被災者が、終業時刻になっても戻らないことから作業場所を探したところ、倒れた枯損木の下敷きになっているところを発見された。被災場所には伐倒後の切り株があり、根本から倒れた枯損木にはつるが巻き付いていた。発見時の被災者は背中に枯損木が覆い被さり、両膝を折り曲げ、座るような姿勢で、上半身はうつ伏せの状態であった。
医療保健業	磐田	12月 13時～14時	10～29人	墜落、転落 階段・栈橋	2階看護室で作業中の理事と看護師らスタッフがドサツという荷物が落ちたような音を聞き看護室から廊下に出たところ、2階と屋上をつなぐ階段直下の廊下で仰向けに大の字で倒れている被災者を見つけた。すぐに救急通報し、看護師らスタッフによる救命措置を実施したが、被災者は搬送先の病院で急性硬膜下血腫により8日後に死亡した。
その他の 接客娯楽業	静岡	3月 9時～10時	10～29人	墜落、転落 地山・岩石	ゴルフ場内の北側が法面、南側が崖の箇所で労働者5名でチェーンソーを使用して伐木していたところ、木が蔓に引っかかったためロープをかけて地上に下す計画を立て、被災者が法面を下方で待機していたところ、被災者の姿が見えなくなり、崖下で発見された。
	三島	11月 7時～8時	10人未満	墜落、転落 乗用車・バス・バイク	被災者が傾斜のある道で乗用車を停めて下車したところ、サイドブレーキを引いていなかったため当該車が後進し、これに気付いた被災者が慌てて車を止めようとしたが止めきれず、傍らにあった深さ2. 3メートルの水路に車とともに転落した。
	三島	12月 10時～11時	10～29人	墜落、転落 はしご等	ゴルフ場内の高木の剪定作業において、三脚脚立に乗り、チェーンソーを使用して枝打ちをしていたところ、地上からの高さが1.59メートルの踏さんから地面に墜落し、首の骨を折ったもの。
清掃・と蓄業	沼津	4月 9時～10時	100～299人	墜落、転落 その他の用具	地上4階建て建築物の窓清掃業務をロープ高所作業により行っていたところ、屋上塔屋の部材に緊結していたメインロープ及びライフラインが外れ、高さ約13メートルの位置から地上へ墜落したもの。

3 死傷災害(死亡および休業4日以上)の現状

(1) 年別推移

令和6年の静岡県内の労働災害による死傷者数は4,598人であり、前年と比べ22人増加した。



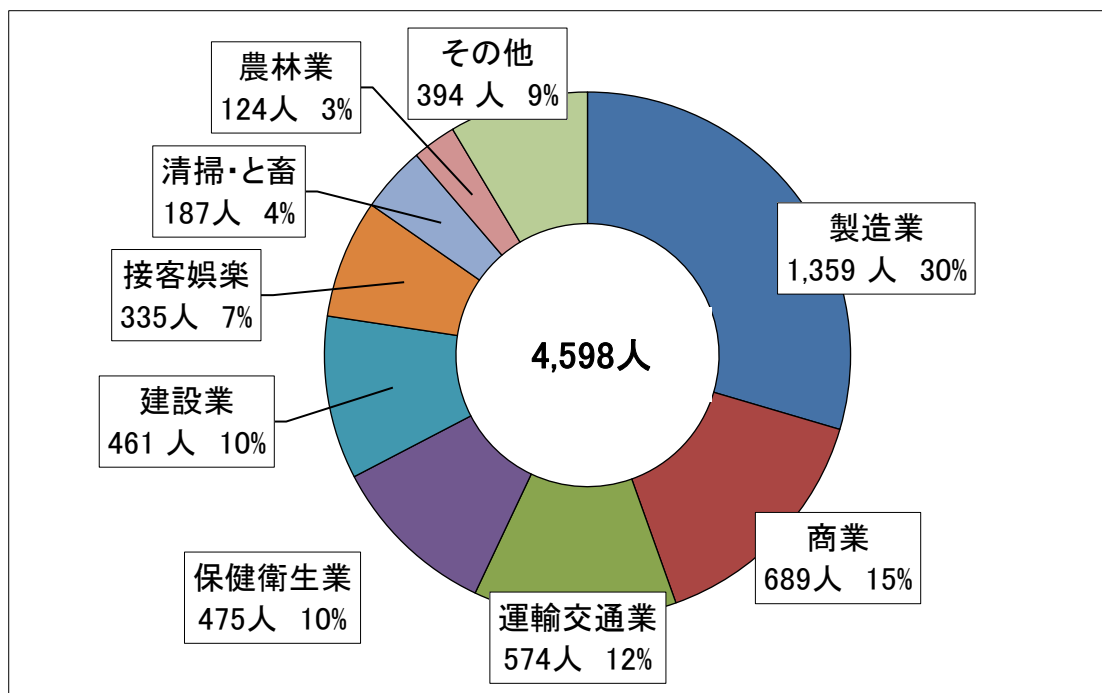
※ 資料出所：平成9年までは、労働災害統計年報リスト、平成10年以降は労働者死傷病報告による。

	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
全産業	9,757	8,927	8,837	8,652	8,313	7,630	7,069	6,754	6,439	6,159	5,859	5,573
製造業	3,609	3,274	3,197	3,066	2,963	2,712	2,381	2,205	2,142	2,146	1,871	2,206
建設業	2,428	2,142	2,161	2,109	2,032	1,774	1,713	1,667	1,497	1,302	1,264	1,154
運輸交通業	690	650	685	684	567	576	523	498	501	458	465	616

	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
全産業	5,825	5,317	5,340	5,122	5,020	4,931	4,769	4,688	4,983	5,038	4,848	4,042
製造業	2,423	2,261	2,250	2,106	2,032	1,942	1,846	1,810	1,857	1,919	1,769	1,321
建設業	1,118	989	975	861	851	748	726	709	715	695	681	542
運輸交通業	606	572	635	569	565	576	547	524	564	589	586	466

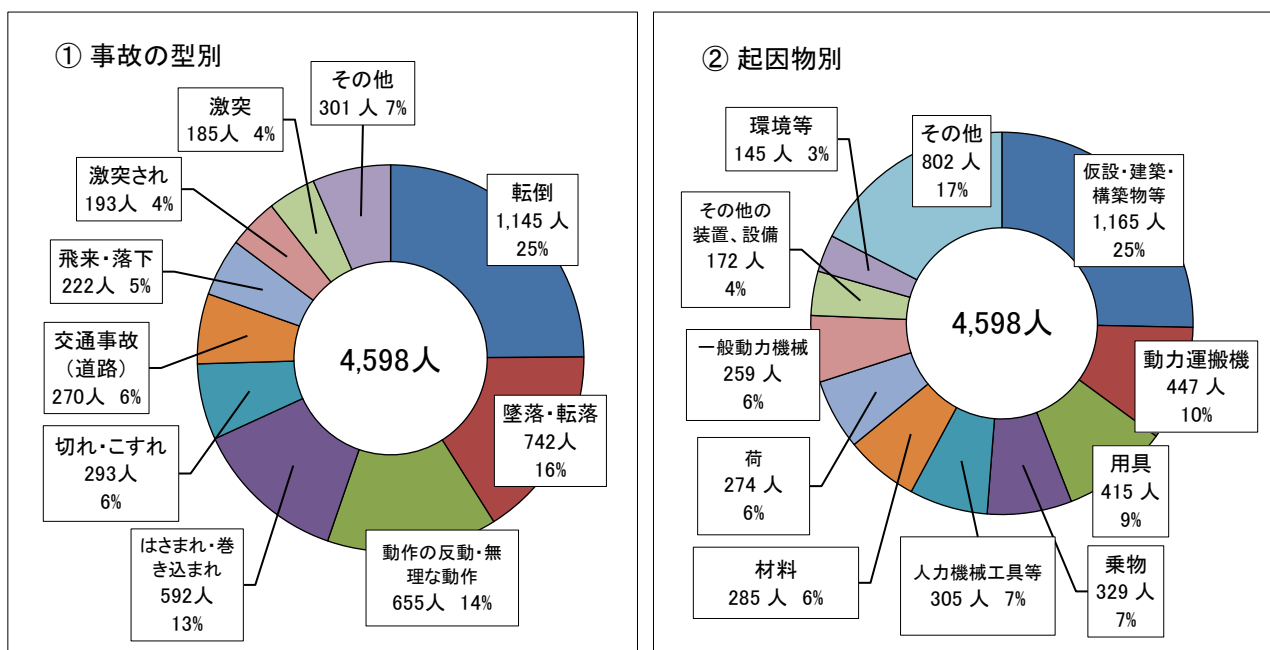
(2) 業種別の死傷災害発生状況

業種別では、「製造業」が30%、「商業」が15%、「運輸交通業」が12%、「保健衛生業」「建設業」が10%となっている。



(3) 事故の型・起因物別の死傷災害発生状況

- ① 事故の型別では、「転倒」が25%と最も多く、次いで「墜落・転落」が16%、「動作の反動・無理な動作」が14%、「はさまれ・巻き込まれ」が13%となっている。
- ② 起因物別では、「仮設物・建築物・構築物等」が25%と最も多く、次いで「動力運搬機」が10%、「用具」が9%、「乗物」「人力機械工具等」が7%となっている。



4 労働基準監督署別・業種別死傷災害発生状況（被災者数）

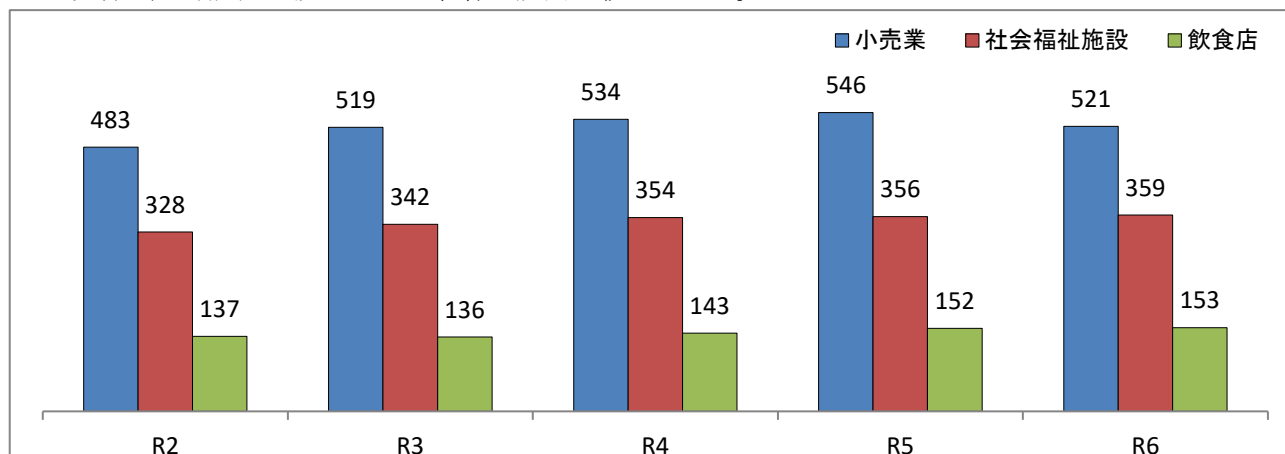
署 別 業 種 別		三 島			沼 津			富 士			静 岡			島 田			磐 田			浜 松			合 計		
		R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減	R6	R5	増減
製 造 業	食 料 品 製 造 業	12	18	-6	31	24	7	39	43	-4	72	60	12	150	131	19	33	40	-7	45	46	-1	382	362	20
	織 維 工 業	0	0	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	1	2	-1	3	3	0	4	5	-1	8	11	-3
	衣服その他の繊維製品業	0	0	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	1	2	-1	3	5	-2	4	8	-4
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	0	3	-3	1	7	-6	2	7	-5	12	11	1	9	8	1	5	2	3	10	9	1	39	47	-8
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	1	0	1	1	2	-1	0	0	0	3	8	-5	12	9	3	3	1	2	1	3	-2	21	23	-2
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	0	1	6	4	2	62	74	-12	6	6	0	9	9	0	6	4	2	7	5	2	97	102	-5
	印 刷 ・ 製 本 業	0	0	0	0	3	-3	5	3	2	1	4	-3	3	2	1	1	4	-3	2	2	0	12	18	-6
	化 学 工 業	4	3	1	10	10	0	20	22	-2	13	12	1	15	29	-14	42	33	9	15	14	1	119	123	-4
	窯業・土石製品製造業	0	3	-3	2	3	-1	0	1	-1	9	1	8	5	6	-1	8	4	4	12	7	5	36	25	11
	鉄 鋼 業	0	0	0	0	0	0	1	0	1	5	1	4	5	7	-2	8	13	-5	4	5	-1	23	26	-3
	非 鉄 金 属 製 造 業	4	1	3	3	4	-1	3	1	2	6	1	5	1	0	1	4	6	-2	2	0	2	23	13	10
	金 属 製 品 製 造 業	3	12	-9	21	20	1	18	20	-2	16	25	-9	28	35	-7	35	29	6	57	38	19	178	179	-1
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	5	1	4	9	8	1	13	18	-5	11	8	3	18	17	1	6	12	-6	18	25	-7	80	89	-9
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	0	1	-1	11	7	4	7	5	2	9	13	-4	7	9	-2	7	15	-8	13	15	-2	54	65	-11
	輸 送 用 機 械 等 製 造 業	10	7	3	10	9	1	11	14	-3	8	12	-4	20	17	3	51	44	7	70	71	-1	180	174	6
建 設 業	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	1	1	1	0	1	1	1	0	1	0	1	7	2	5
	そ の 他 の 製 造 業	13	7	6	6	19	-13	11	6	5	11	17	-6	15	22	-7	18	18	0	22	26	-4	96	115	-19
	製 造 業 計	54	56	-2	112	120	-8	192	216	-24	184	180	4	299	303	-4	232	231	1	286	276	10	1,359	1,382	-23
	鉱 業	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	-1	4	2	2	0	1	-1	0	1	-1	6	6	0
	土 木 工 事 業	21	15	6	13	12	1	14	13	1	24	24	0	11	15	-4	20	17	3	20	18	2	123	114	9
	建 築 工 事 業	21	18	3	23	21	2	22	16	6	33	43	-10	20	19	1	23	12	11	51	51	0	193	180	13
	木 造 家 屋 建 築 工 事 業	7	8	-1	1	11	-10	2	5	-3	11	7	4	5	7	-2	13	5	8	13	10	3	52	53	-1
	そ の 他 の 建 設 業	10	7	3	7	13	-6	21	14	7	19	21	-2	14	15	-1	11	7	4	11	9	2	93	86	7
	建 設 業 計	59	48	11	44	57	-13	59	48	11	87	95	-8	50	56	-6	67	41	26	95	88	7	461	433	28
	鉄 道 ・ 水 運 ・ 航 空 業	4	4	0	0	2	-2	0	0	0	4	3	1	3	0	3	1	0	1	1	1	0	13	10	3
	道 路 旅 客 運 送 業	5	10	-5	4	8	-4	1	0	1	9	8	1	3	0	3	10	1	9	40	21	19	72	48	24
	道 路 貨 物 運 送 業	21	17	4	62	54	8	87	63	24	74	82	-8	79	87	-8	63	65	-2	102	94	8	488	462	26
	そ の 他 の 運 輸 交 通	0	0	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0
	運 輸 交 通 業 計	30	31	-1	66	64	2	88	64	24	87	93	-6	85	87	-2	75	66	9	143	116	27	574	521	53
貨 物 取 扱 業	陸 上 貨 物 取 扱 業	3	0	3	6	7	-1	4	3	1	8	11	-3	6	3	3	10	18	-8	4	3	1	41	45	-4
	港 湾 運 送 業	0	0	0	1	0	1	0	1	-1	4	4	0	3	0	3	0	1	-1	0	0	0	8	6	2
	貨 物 取 扱 業 計	3	0	3	7	7	0	4	4	0	12	15	-3	9	3	6	10	19	-9	4	3	1	49	51	-2
	農 業	11	9	2	1	4	-3	2	4	-2	7	9	-2	11	9	2	11	10	1	42	39	3	85	84	1
	林 業	6	5	1	7	7	0	0	3	-3	7	8	-1	6	6	0	1	4	-3	12	10	2	39	43	-4
	農 林 業 計	17	14	3	8	11	-3	2	7	-5	14	17	-3	17	15	2	12	14	-2	54	49	5	124	127	-3
	畜 産 ・ 水 産 業	1	4	-3	0	1	-1	7	6	1	3	1	2	7	4	3	2	0	2	8	8	0	28	24	4
	卸 売 業	6	4	2	18	4	14	10	12	-2	23	19	4	15	14	1	5	13	-8	25	25	0	102	91	11
	小 売 業	53	50	3	45	63	-18	52	56	-4	94	101	-7	71	54	17	63	69	-6	143	153	-10	521	546	-25
	社 会 福 祉 施 設	38	49	-11	37	48	-11	26	37	-11	59	66	-7	43	30	13	45	40	5	111	86	25	359	356	3
	旅 館 業	67	64	3	9	8	1	1	2	-1	7	9	-2	5	3	2	9	4	5	10	9	1	108	99	9
	飲 食 店	23	17	6	20	16	4	18	14	4	28	28	0	19	20	-1	15	12	3	30	45	-15	153	152	1
	ゴ ル フ 場	4	10	-6	16	17	-1	1	8	-7	2	3	-1	4	1	3	7	9	-2	8	3	5	42	51	-9
	ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業	22	21	1	13	15	-2	5	7	-2	22	23	-1	2	2	0	10	12	-2	30	29	1	104	109	-5
	清 掃 ・ と 蓄 業	7	12	-5	15	7	8	8	10	-2	13	14	-1	12	12	0	9	11	-2	19	32	-13	83	98	-15
	そ の 他 の 事 業	68	69	-1	64	52	12	41	56	-15	126	115	11	63	64	-1	52	46	6	111	128	-17	525	530	-5
	合 計	453	450	3	475	490	-15	514	547	-33	761	780	-19	705	670	35	613	588	25	1,077	1,051	26	4,598	4,576	22

注:労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷災害

5 第三次産業(小売業・社会福祉施設・飲食店)の死傷災害の現状

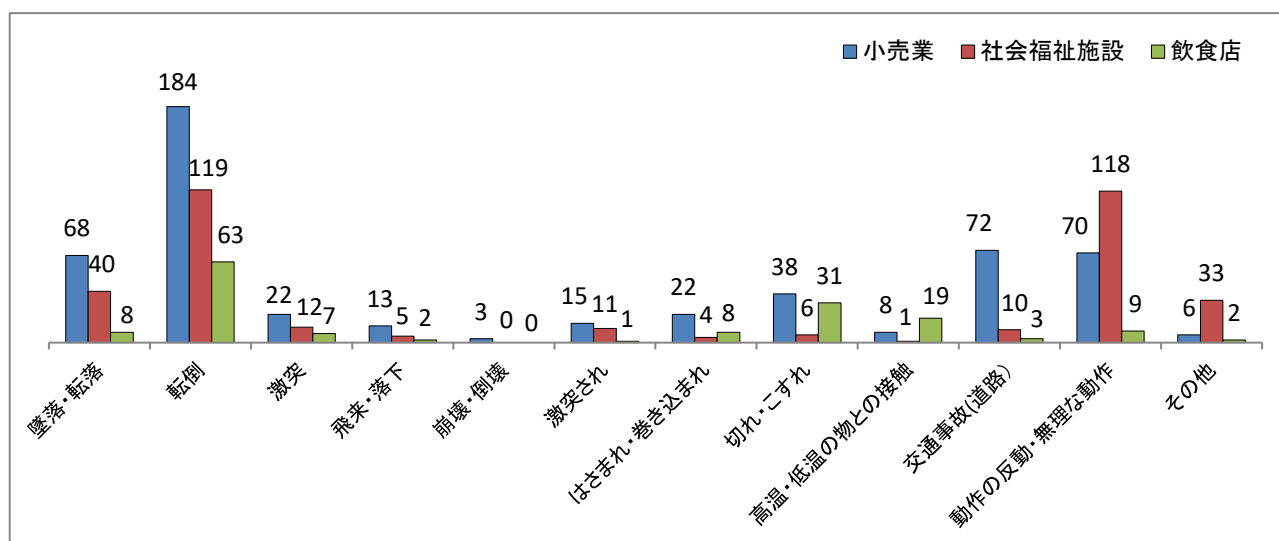
(1) 年別推移

小売業・社会福祉施設において、増加傾向が続いている。

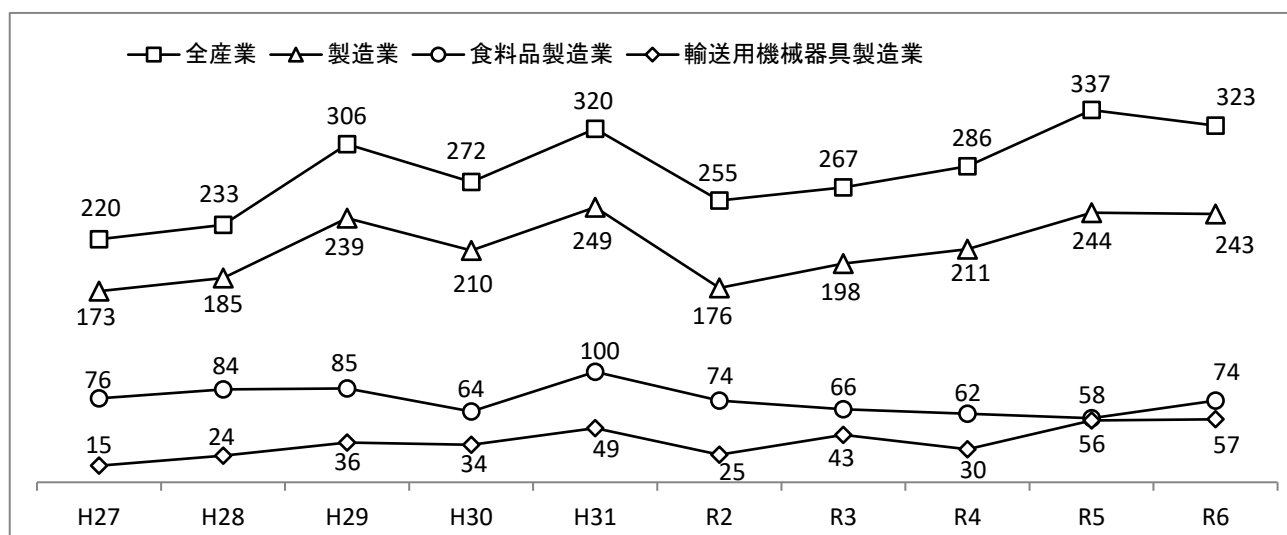


(2) 事故の型別

- ① 小売業は「転倒」が184件(35%)と最も多く、次いで「交通事故(道路)」が72件(14%)となっている。
- ② 社会福祉施設は「転倒」が119件(33%)と最も多く、次いで「動作の反動・無理な動作」が118件(33%)となっている。
- ③ 飲食店は「転倒」が63件(41%)と最も多く、次いで「切れ・こすれ」が31件(20%)となっている。



6 派遣労働者の労働災害の推移



令和6年における外国人労働者の災害発生状況

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

(確定値)

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死傷者数	① 271	① 242	301	② 317	① 323	306	373	② 397
(うち、技能実習生)	(30)	① (37)	(65)	① (67)	(59)	(48)	(64)	(85)

1. 署別・国籍別発生状況

		浜松	静岡	沼津	三島	富士	磐田	島田	合計
アジア	インドネシア	7 (4)	8 (6)	2 (1)	7 (6)	2 (1)	8 (7)	6 (5)	40 (30)
	ベトナム	8 (2)	11 (8)	9 (2)	3 (3)	11 (5)	13 (7)	8 (4)	63 (31)
	中国(台湾等を含む)	4 (1)	3	2	1	5 (3)	2	6 (3)	23 (7)
	フィリピン	13 (1)	1 (1)	7	8 (3)	7 (4)	18 (2)	20 (1)	74 (12)
	韓国			1		1	1		3
	ミャンマー		1	1 (1)	1	1		4 (1)	8 (2)
	タイ			1 (1)					1 (1)
	スリランカ		1	1		2	1 (1)		5 (1)
	ネパール	2	1			1			4
	その他	1	1			1	3 (1)	1	7 (1)
	小計	35 (8)	27 (15)	24 (5)	20 (12)	31 (13)	46 (18)	45 (14)	228 (85)
アメリカ	ブラジル	① 42	7	2		6	① 43	32	② 132
	ペルー	10	3			6	5	4	28
	アルゼンチン	1		2				1	4
	コロンビア					1			1
	その他			1			1	1	3
	小計	① 53	10	5		13	① 49	38	② 168
その他	ヨーロッパ								0
	アフリカ								0
	オセアニア								0
	その他					1			1
	小計					1			1
合 計		① 88 (8)	37 (15)	29 (5)	20 (12)	45 (13)	① 95 (18)	83 (14)	② 397 (85)

2. 業種別・署別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
浜松	2 (1)		6 (1)	10	29 (2)	① 15 (2)	6 (1)	7	13 (1)	① 88 (8)
静岡	15 (1)		3 (1)		1 (1)		13 (11)	2 (1)	3	37 (15)
沼津	8 (3)			5 (1)	2	6 (1)	1	2	5	29 (5)
三島			1		3 (1)	4 (4)	5 (5)		7 (2)	20 (12)
富士	4 (2)	13 (1)	3 (1)	4 (1)	2 (1)	3	9 (6)	2 (1)	5	45 (13)
磐田	7	3	17 (3)	9 (4)	21 (2)	16 (4)	① 9 (5)	1	12	① 95 (18)
島田	48 (8)		1	4 (1)	11	6 (2)	4 (2)	1	8 (1)	83 (14)
合 計	84 (15)	16 (1)	31 (6)	32 (7)	69 (7)	① 50 (13)	① 47 (30)	15 (2)	53 (4)	② 397 (85)

3. 業種別・規模別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
10人未満	2 (1)		2	6 (2)		6 (4)	15 (10)	6 (1)	13 (3)	50 (21)
10～49人	32 (6)	8	7 (3)	15 (3)	16 (4)	① 22 (5)	② 27 (16)	5 (1)	16	② 148 (38)
50～99人	25 (4)	5 (1)	11 (3)	5 (1)	13	6	5 (4)	1	14	85 (13)
100～299人	17 (3)	3	5	4 (1)	17 (2)	10 (4)		1	4	61 (10)
300人以上	8 (1)		6	2	23 (1)	6		2	6 (1)	53 (3)
合 計	84 (15)	16 (1)	31 (6)	32 (7)	69 (7)	① 50 (13)	① 47 (30)	15 (2)	53 (4)	② 397 (85)

4. 業種別・性別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
男性	51 (8)	14 (1)	20 (6)	25 (6)	48 (7)	34 (8)	① 47 (30)	12 (1)	32 (3)	① 283 (70)
女性	33 (7)	2	11	7 (1)	21	① 16 (5)		3 (1)	21 (1)	① 114 (15)
合 計	84 (15)	16 (1)	31 (6)	32 (7)	69 (7)	① 50 (13)	① 47 (30)	15 (2)	53 (4)	② 397 (85)

5. 業種別・年齢別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
18歳未満	1									1
18～19歳		1 (1)	1 (1)	1	2		5 (4)	1	2 (2)	13 (8)
20～29歳	27 (10)	4	10 (4)	13 (6)	17 (7)	17 (10)	20 (17)	3 (2)	18 (2)	129 (58)
30～39歳	16 (5)	3	5 (1)	5 (1)	18	12 (3)	① 14 (7)	4	4	① 81 (17)
40～49歳	12	4	8	4	16	10	7 (2)	3	16	80 (2)
50～59歳	14	3	7	5	6	① 8	1	2	8	① 54
60歳以上	14	1		4	10	3		2	5	39
合 計	84 (15)	16 (1)	31 (6)	32 (7)	69 (7)	① 50 (13)	① 47 (30)	15 (2)	53 (4)	② 397 (85)

6. 業種別・経験期間別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
1月未満	3		1	1	3	1	2		1	12
1月以上3月未満	9 (1)	6 (1)	6 (1)	4 (1)	14	1	3 (2)	2	11	56 (6)
3月以上半年未満	13 (4)	2	6	2	10 (2)	5 (1)	9 (9)		5 (1)	52 (17)
半年以上1年未満	10 (3)	1	4	1	6 (1)	8 (3)	8 (3)		9 (2)	47 (12)
1年以上3年未満	17 (7)	6	8 (4)	12 (4)	22 (4)	14 (8)	17 (14)	4	9 (1)	109 (42)
3年以上5年未満	11		2 (1)	5 (2)	4	7 (1)	5 (2)	4 (2)	6	44 (8)
5年以上10年未満	12		1	5	6	① 7	① 2	4	5	② 42
10年以上	9	1	3	2	4	7	1	1	7	35
合 計	84 (15)	16 (1)	31 (6)	32 (7)	69 (7)	① 50 (13)	① 47 (30)	15 (2)	53 (4)	② 397 (85)

7. 業種別・事故の型別発生状況

	製造業						建設業	商業	その他の事業	合計
	食料品製造業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	金属製品製造業	輸送用機械等製造業	その他の製造業				
墜落・転落	7	1	3	1	2	3 (1)	8 (3)	3	5	33 (4)
転倒	20 (3)	1	6 (1)	1	13 (1)	5 (2)	1 (1)	2	9	58 (8)
激突	1		1 (1)		4	2	4 (2)		4 (1)	16 (4)
飛来・落下	8 (2)	1	1	1	3	5	13 (8)	2	3	37 (10)
崩壊・倒壊			1	1 (1)			3 (3)		1	6 (4)
激突され	4 (1)	2	2	1	5 (1)	3 (2)	3 (3)	1	2	23 (7)
はさまれ、巻き込まれ	17 (4)	5	9 (2)	17 (4)	21 (4)	17 (5)	6 (6)	4 (2)	7 (2)	103 (29)
切れ、こすれ	18 (4)	1	3 (2)	4	3 (1)	4	4 (3)	1	4	42 (10)
踏み抜き										
高温・低温物との接触	5 (1)		1			1 (1)			4	11 (2)
有害物等との接触									2 (1)	2 (1)
交通事故							① 3 (1)	1	3	① 7 (1)
動作の反動等	4	5 (1)	4	4 (2)	18	7 (1)	1	1	6	50 (4)
その他				2		① 3 (1)	1		3	① 9 (1)
合 計	84 (15)	16 (1)	31 (6)	32 (7)	69 (7)	① 50 (13)	① 47 (30)	15 (2)	53 (4)	② 397 (85)

※1.労働者死傷病報告による休業4日以上之死傷災害 ※2.○囲み数字は、死亡者数で内数 ※3.()は、技能実習生死傷者数で内数

Ⅱ 参 考 資 料

安全衛生管理体制の概要

		総括安全衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	衛生推進者	産業医	安全委員会	衛生委員会
選任すべき事業場	業種1	100人以上	50人以上	50人以上	10人～49人		50人以上	業種4～50人以上 その他100人以上	50人以上
	業種2	300人以上	50人以上	50人以上	10人～49人		50人以上		50人以上
	業種3	1,000人以上		○50人以上	10人以上は安全推進者 〔ガイドラインに基づく配置 H26.3.28基発0328第6号 別添参照〕	10～49人	50人以上		50人以上
	業種5	300人以上	50人以上	○50人以上	10人～49人		50人以上	100人以上	50人以上
	業種6	1,000人以上		50人以上	10人以上は安全推進者 〔ガイドラインに基づく配置 H26.3.28基発0328第6号 別添参照〕	10～49人	50人以上		50人以上
行わせるべき業務 調査審議させるべき事項		① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること ③ 健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること ⑤ 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち 安全に係る技術的事項	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち 衛生に係る技術的事項	総括安全衛生管理者が行うべき業務と同様	総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち衛生に係る業務	① 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること ② 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること ③ 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること ④ 作業環境の維持管理に関すること ⑤ 作業の管理に関すること ⑥ 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること ⑦ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること ⑧ 衛生教育に関すること ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること	① 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること ② 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること ③ 前2号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項（安衛則第21条）	① 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること ② 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること ③ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること ④ 前3号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項（安衛則第22条）
資格者 委員とすべき者		事業場においてその事業の実施を統括管理する者	① 以下のいずれかに該当するもので厚生労働大臣の定める研修を修了した者 イ 大学、高等専門学校の理科系統の学科卒業者で2年以上の産業安全の実務の経験者 ロ 職業訓練大学校長期課程卒業者で2年以上の産業安全の実務の経験者 ハ 高等学校の理科系等の学科卒業者で4年以上の産業安全の実務の経験者 ニ 大学、高等専門学校の理科系等以外の学科卒業者で4年以上の産業安全の実務の経験者 ホ 高等学校の理科系統以外の学科卒業者で6年以上の産業安全の実務の経験者 ヘ 7年以上産業安全の実務の経験者 ② 安全コンサルタント	① 第一種衛生管理者 ② 第二種衛生管理者 ○印の業種に限る ③ 衛生工学衛生管理者 ④ 医師 ⑤ 歯科医師 ⑥ 労働衛生コンサルタント ⑦ ほか厚生労働大臣が定める者	① 大学、高専卒業で、1年以上安全衛生の実務経験を有する者 ② 高校卒業で、3年以上安全衛生の実務経験を有する者 ③ 5年以上安全衛生の実務経験を有する者 ④ 「安全衛生推進者養成講習」を修了した者 ⑤ 「安全推進員講習」、「労働衛生管理員講習」を修了した者等、「昭和63年12月9日基発第748号」で示す者	① 大学、高専卒業で、1年以上衛生の実務経験を有する者 ② 高校卒業で、3年以上衛生の実務経験を有する者 ③ 5年以上衛生の実務経験を有する者 ④ 「衛生推進者養成講習」を修了した者 ⑤ 「安全推進員講習」、「労働衛生管理員講習」を修了した者等、「昭和63年12月9日基発第748号」で示す者	医師法による医師であつて、以下のいずれかに該当する者 ① 厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）の修了者 ② 労働衛生コンサルタント試験の保健衛生区分の合格者 ③ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師の経験のある者 ④ 産業医として3年以上経験のある者（平成10年9月末時点）	① 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等から事業者が指名した者 ② 安全管理者のうちから事業者が指名した者 ③ 安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者 ①以外の委員のうち半数以上は、労働組合又は労働者の過半数を代表する者の推薦により指名する必要がある	① 左と同様 ② 衛生管理者のうちから事業者が指名した者 ③ 産業医のうちから事業者が指名した者 ④ 衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者 左と同様
選任した場合の措置		労働基準監督署に選任報告を提出			氏名を事業場内の見やすい箇所に掲示する等により周知		労働基準監督署に選任報告を提出	議事録の作成及び議事録の内容の周知	
								安全衛生委員会とすることもできる	

業種1	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
-----	-------------------

業種2	製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、自動車整備業、機械修理業
-----	---

業種3	業種1, 2, 5, 6以外の業種
-----	-------------------

業種4	林業、鉱業、建設業、自動車整備業、機械修理業、清掃業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業、港湾運送業
-----	--

業種5	通信業、各種商品卸売業、各種商品小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器小売業
-----	--

業種6	農畜水産業、医療業
-----	-----------

安全衛生教育の概要

災害防止対策は、安全衛生管理体制の確立の基本として、機械設備の高度な安全化、危険有害環境や作業方法の改善など物的要因のリスクの低減化を進めることが基本ですが、仮に高度な安全措置が講じられた機械設備の場合でも作業者の操作ミスによって災害が発生するおそれがあることから、安全教育は労働災害防止の実効を期すうえで不可欠なものです。

労働安全衛生法では、雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育などに対して行うべき安全衛生教育の教育事項が次のとおり定められています。

教育の内容	雇入れ時	1) 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること 2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること 3) 作業手順に関すること 4) 作業開始時の点検に関すること 5) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること 6) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること 7) 事故時等における応急措置及び退避に関すること 8) 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項 ただし、労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の労働者については、1)から4)までの事項についての教育を省略することができる。
	作業内容変更時	作業転換時や作業設備、作業方法等について変更があった場合、雇入れ時と同じ教育を行うこと
	危険有害業務従事者	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務、動力により駆動されるプレス機械の金型、シャアの刃部又はプレス・シャアの安全装置、安全囲いの取り付け取り外し又は調整の業務、産業用ロボットの教示の業務など労働安全衛生規則（第36条）によって指定された危険有害業務については、それぞれの業務に応じ関係告示において定められた内容に従って、特別の教育を行わなければなりません
	職長その他の現場監督者	1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 3) 労働安全衛生法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 4) 異常時等における措置に関すること 5) その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること
教育時間	教育時間は、対象業務及び教育内容によって定められています。 労働安全衛生法では、危険有害業務に就かせようとする者に対する特別教育、職長その他の現場監督者の教育については、教育事項ごとに必要な教育時間が定められていますので、これによらなければなりません。 雇入れ時や作業内容に変更があった者に対する安全衛生教育は、就くべき業務の内容によって教育時間は異なることから、特に教育時間は定められていませんので、その業務を安全又は衛生を確保するために必要な内容及び時間を当てたらよいか十分に検討して適正な教育時間を計画してください。	

作業主任者選任業務一覧表

令 6 条 号 別	各規則 条 文	作業主任者 名 称	資 格 種 類	選 任 す べ き 作 業	安法14条 令 6条 安則16条	職 務 根 拠	備 考
1	高 圧 則 10条	高圧室内作業主任者	免 許	潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業		高 圧 10条2項	
2	安 則 314	ガス溶接作業主任者	免 許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置（10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結又は9以下の容器で水素若しくは溶解アセチレンは400リットル以上、他は1,000リットル以上）を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務		安 則 315	可燃性ガス 令別表第1第5号 参照
3	安 則 151の126	林業架線作業主任者	免 許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体、変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業 ① 原動機定格出力7.5kwを超えるもの ② 支間の斜距離の合計が350m以上のもの ③ 最大使用荷重が200kg以上のもの		安 則 151の 127	平成26年6月1日 から適用（平成26 年5月31日までは 安則513, 514）
4	ボ 則 24	ボイラー取扱作業主任者	ボイラー 技士免許 者等	ボイラー取扱業務（小型を除く→令1条4号） ① 特級＝伝熱面積合計500㎡以上（貫流のみは除く。） ② 1 級以上＝伝熱面積合計25以上500㎡未満（貫流のみ500㎡以上） ③ 2 級以上＝伝熱面積合計25㎡未満 ④ 技能講習以上＝令 6 条16号イからニまでのボイラー		ボ 則 25	
5	電 離 則 46	エックス線作業主任者	免 許	次の放射線業務ただし医療用又は波高値による定格電圧が1,000キロボルト以上のエックス線装置使用は除く。 ① エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 ② エックス線管、ケノトロンのガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査業務		電 離 47	電離第48条により 診療放射線技 士等資格者は申 請により試験免 除有
5の2	電 離 則 52の2	ガンマ線透過写真撮影 作業主任者	免 許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業		電 離 52の3	電離52の4 同 上
6	安 則 129	木材加工用機械 作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな盤、面取、ルーター 合計 5 台以上 ただし、自動送材車式帯のこを含む場合 3 台以上		安 則 130	
7	安 則 133	プレス機械作業主任者	同 上	動力プレス 5 台以上		安 則 134	
8	安 則 297	乾燥設備作業主任者	同 上	① 乾燥設備内容積 1 ㎡以上（令別表第 1 危険物） ② 危険物以外設備、熱源として燃料又は電力使用		安 則 298	具体的には 令6条及び通達
8の2	安 則 321の3	コンクリート破砕器 作業主任者	同 上	コンクリート破砕器を用いる破砕作業		安 則 321の4	
9	安 則 359	地山の掘削及び土止め 支保工作業主任者	同 上	掘削面の高さ 2 m 以上となる地山の掘削		安 則 360	
10	安 則 374	地山の掘削及び土止め 支保工作業主任者	同 上	土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずし		安 則 375	
10の2	安 則 383の2	ずい道等の掘削等 作業主任者	同 上	ずい道等掘削、ずり積み、支保工組立（落盤、肌落防止用）、ロックボルト取付、コンクリート等吹付		安 則 383の3	
10の3	安 則 383の4	ずい道等の覆工 作業主任者	同 上	ずい道等覆工（ずい道型わく支保工）組立、解体、移動、コンクリート打設		安 則 383の5	
11	安 則 403	採石のための掘削 作業主任者	同 上	掘削高さ 2 m 以上（採石法 2 条の岩石の採取のための掘削）		安 則 404	
12	安 則 428	はい作業主任者	同 上	高さ 2 m 以上、はい付、くずし（除く ばら物荷、荷役機運転のみ）		安 則 429	
13	安 則 450	船内荷役作業主任者	同 上	船舶荷積卸し、船舶内荷移動（除く 500 t 未満の船舶で揚貨装置を用いない作業）		安 則 451	
14	安 則 246	型枠支保工の組立て等 作業主任者	同 上	型枠支保工の組立、解体（除く 建築物の柱、壁、橋脚、ずい道アーチ、側壁）		安 則 247	
15	安 則 565	足場の組立て等 作業主任者	同 上	つり足場、張出足場又は高さ 5 m 以上の足場の組立、解体、変更（除く ゴンドラのつり足場）		安 則 566	
15の2	安 則 517の4	建築物等の鉄骨の組立 て等作業主任者	同 上	建築物の骨組み又は塔（高さ 5 m 以上）の組立、解体、変更		安 則 517の5	
15の3	安 則 517の8	鋼橋架設等作業主任者	同 上	橋梁の上部構造であって金属製の部材により構成されるもの（高さが 5 m 以上又は橋梁支間30m以上）の架設、解体又は変更		安 則 517の9	
15の4	安 則 517の12	木造建築物の組立て等 作業主任者	同 上	木造建築（軒の高さ 5 m 以上）の部材の組立、屋根下地、外壁下地の取付		安 則 517の13	
15の5	安 則 517の17	コンクリート造の工作 物の解体等作業主任者	同 上	コンクリート造工作物（高さ 5 m 以上）の解体、破壊		安 則 517の18	
16	安 則 517の22	コンクリート橋架設等 作業主任者	同 上	橋梁の構造物であって、コンクリート造のもの（高さ 5 m 以上又は橋梁支間30m以上）の架設又は変更		安 則 517の23	
17	ボ 則 62	第一種圧力容器取扱 作業主任者	化学設備は化学 一圧技能それ 以外はボイ ラー技士、化 学一圧・普通 一圧技能講習	第一種圧力容器の取扱作業（除く 令 1 条 6 号の小型圧力容器及び令 6 条17号イ・ロ）		ボ 則 63	化学設備 令15条5号
18	特 化 則 27	特定化学物質及び四アル キル鉛等作業主任者	技能講習	令別表第 3 に掲げる特定化学物質の製造、取扱い作業		特 化 則 28	
18	特 化 則 27 2項	金属アーク溶接等 作業主任者	同 上	金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業		特 化 則 28の2	令和6年1月1日か ら適用
19	鉛 則 33	鉛作業主任者	同 上	令別表第 4 の鉛業務 1 号から10号まで（除く 遠隔操作）		鉛 則 34	
20	四アル則 14	特定化学物質及び四アル キル鉛等作業主任者	同 上	令別表第 5 の四アルキル鉛等業務 1 号～ 6 号、 8 号		四アル則 15	
21	酸 欠 則 11	酸素欠乏危険作業主任者	同 上	令別表第 6 の第 1 種酸欠危険場所		酸欠則 11条2項	
	酸 欠 則 11	酸素欠乏・硫化水素危 険作業主任者	同 上	同 上 （第 1 種及び、第 2 種酸欠危険場所）		同 上	
22	有 機 則 19	有機溶剤作業主任者	同 上	令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤の製造、取扱い作業		有 機 則 19条の2	政令 53. 6. 5 施行 55. 8. 31
23	石 綿 則 19	石綿作業主任者	同 上	特定石綿等の製造、取扱い作業		石 綿 則 20	

資格が必要な業務(免許・技能講習)一覧表

令20条 号 別	就 業 制 限 の 業 務		安法 61条 安令 20条	就業が認められる資格 (安則41条 別表3)	特別教育業務 安法 59条 安則 36条	備 考
1	発 破 業 務	せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務		・発破技士免許 ・火薬類取扱保安責任者免許 ・保安技術職員国家試験 甲、乙、丁上級保安技 甲、乙発破係員 甲、丁坑外保安 甲、乙、丁坑内保安		
2	揚 貨 装 置 運 転	制限荷重5トン以上の運転の業務（船用デリック、クレーン）		・揚貨装置運転免許	・5トン未満	
3	ボイラー取扱 (ボ則23条)	ボイラー取扱（令1条4号の小型除く。）		・ボイラー技士免許（特、1、2級）	・小型ボイラー	・伝熱面積の合計 500㎡以上 特級 25～500㎡未満 1級以上 等作業主任者留意 ・①～④定義は令6条 16号イ～ニ 伝熱面積の計算方式 に留意
		次のいずれか ボ則 23-2	① 胴内径750mm以下で、かつその長さが1,300mmの蒸気ボイラー ② 伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー ③ 伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー ④ 伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー (気水分離器を有するもの内径400mm以下かつ内容積0.4㎡以下)	・ボイラー技士免許（特、1、2級） ・ボイラー取扱技能講習		
4	ボイラー・第一種圧力容器溶接 (ボ則9、55)	溶接の業務（小型ボイラー、小型圧力容器を除く。）		・特別ボイラー溶接士免許		
		ボ則9条、55条但書	イ 溶接部の厚さ25mm以下の溶接 ロ 管台、フランジ等を取り付ける溶接	・特別ボイラー溶接士免許 ・普通ボイラー溶接士免許		
5	ボイラー・第一種圧力容器整備 (ボ則35、70)	① ボイラー(小型ボイラー及び上記3の①～④のボイラーを除く。) ② 第一種圧力容器（小型圧力容器若しくは令1条5号のイに該当するもののうち内容積5㎡以下のもの又はロ～ニに該当するもののうち内容積1㎡以下のものを除く。）		・ボイラー整備士免許		
6	クレーン運転 (ク則22)	つり上げ荷重が5トン以上の運転の業務		・クレーン・デリック運転士免許	・5トン未満	
		つり上げ荷重が5トン以上の運転の業務（床上運転式）		・クレーン・デリック運転士免許 （限定）		
		つり上げ荷重が5トン以上で、床上操作により荷とともに運転者が移動する方式（こ線テルハは除く。）		・床上操作式クレーン運転技能講習		
7	移動式クレーン (ク 則 68)	つり上げ荷重5トン以上の運転の業務		・移動式クレーン運転士免許	・1トン未満	
		つり上げ荷重1トン以上5トン未満の運転の業務		・小型移動式クレーン運転技能講習		
8	デ リ ッ ク (ク 則 108 条)	つり上げ荷重5トン以上の運転の業務		・クレーン・デリック運転士免許	・5トン未満	
9	潜 水 業 務 (高 圧 則 12 条)	潜水器を用い、かつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務		・潜水土士免許	・潜水作業者への送気・調節等の業務	
10	溶 接 等 業 務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業務		・ガス溶接作業主任者免許 ・ガス溶接技能講習		
11	フ ェ ー ク リ フ ト	最大荷重1トン以上の運転の業務 (道路走行は道交法適用)		・フォークリフト運転技能講習 ・他 職訓有	・1トン未満	
12	建 設 機 械	機体重量3トン以上の運転の業務（道路走行は道交法適用） ・別表7の1号（整地、運搬、積込用機械） ①ブル・ドーザー ②モーター・グレーダー ③トラクター・ショベル ④ずり積機 ⑤スクレーパー ⑥スクレープ・ドーザー ・別表7の2号（掘削用機械） ①パワー・ショベル ②ドラグ・ショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー		・車両系建設機械運転技能講習 （整地、運搬、積込、掘削用） ・その他、建設業法「建設機械施工技術検定」職訓等あり	・3トン未満	53.1.1前の規則による講習修了者には新安規第81条により、修了者とみなされる
		・別表7の3号（基礎工事用機械）（機体重量3トン以上） ①くい打機②くい抜機③アース・ドリル④リバース・サーキュレーション・ドリル⑤せん孔機⑥アース・オーガー ⑦ペーパー・ドレーン・マシン		・車両系建設機械運転技能講習 （基礎工事用） ・その他上欄同じ	・3トン未満 ・自走できないもの ・自走できるものの作業装置の操作	
		・別表7の6号（解体用機械）（機体重量3トン以上） ①ブレーカ ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧碎機 ④解体用つかみ機 ※②～④までは、平成25年7月1日～適用		・車両系建設機械運転技能講習(解体用) ・車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習 ・その他上欄に同じ	・3トン未満	
13	ショベルローダー フォークローダー	最大荷重1トン以上の運転の業務 (道路走行は道交法適用)		・ショベルローダー等運転技能講習 ・他 職訓等有	・1トン未満	
14	不 整 地 運 搬 車	最大積載量が1トン以上の運転の業務		・不整地運搬車運転技能講習	・1トン未満	
15	高 所 作 業 車	作業床の高さが10メートル以上の運転の業務		・高所作業車運転技能講習	・10メートル未満	
16	玉 掛 け	1トン以上の揚貨装置・つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け業務		・玉掛け技能講習 (注) 揚貨、クレーン、移動式クレーン、デリック運転士免許 ・その他職訓あり	・1トン未満	(注) 53.10.1以降の資格者は認められない

特別教育を必要とする危険有害業務の一覧表

安 則 36 号 別	対 象 業 務		安法 59条 安則 36条	就業制限（法61） 作業主任者（法14） との関連	教育内容等		備 考
					教は告示92号 改正S52. 12. 27 第11号を示す		
1	研削といしの取替、取替時試運転業務				教 1、2条		
2	動力プレス機の金型、シャーの刃部又はプレス機、シャーの安全装置、安全囲の取付け、取外し又は調整業務			・ 5 台以上作業主任者	教 3条		
3	アーク溶接業務			・ ボイラー、第一種圧 免許	教 4条		
4	高圧（直流750V、交流600～7,000V以下）特別高圧（7,000V超）の活線等の業務 低圧含 詳細は36条 4号参照				教 5、6条		
4の2	対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務				教 6条の2		令和元年10月1日施行
5	最大荷重 1 トン未満のフォークリフト運転業務（他に道交法適用）			・ 1 トン以上技能講習	教 7条		
5の2	最大荷重 1 トン未満のショベルローダー、フォークローダー運転（他に道交法適用）			・ 1 トン以上技能講習	教 7条の2		
5の3	最大積載量が 1 トン未満の不整地運搬車の運転業務（他に道交法適用）			・ 1 トン以上技能講習	教 7条の3		
5の4	テールゲートリフターの操作の業務				教 7条の4		令和6年2月1日施行
6	制限荷重 5 トン未満の揚貨装置運転			・ 5 トン以上免許	教 8条		
6の2	伐木等機械				教 8条の2		
6の3	走行集材機械				教 8条の3		
7	機械集材装置運転（集材機、架線、搬器、支柱及び付属物により構成、動力を用い原木等空中運搬設備）			・ 林業架線作業主任者	教 9条		
7の2	簡易架線集材装置又は架線集材機械				教 9条の2		
8	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務				教 10条		令和元年8月1日施行
9	機体重量 3 トン未満不特定場所自走できるものの運転（道交法適用も有） ・ 令別表 7 の 1 号（整地、運搬、積込機） ①ブル・ドーザー ②モーター・グレーダー ③トラクター・ショベル ④ずり積機 ⑤スクレーパー ⑥スクレープ・ドーザー ・ 令別表 7 の 2 号（掘削機） ①パワー・ショベル ②ドラグ・ショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー ・ 令別表 7 の 3 号（基礎工事機） ①くい打機 ②くい抜機 ③アース・ドリル ④リバース・サーキュレーション・ドリル ⑤せん孔機 ⑥アース・オーガー ⑦ペーパー・ドレーン・マシン ・ 令別表 7 の 6 号（解体用機） ①ブレーカ ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧碎機 ④解体用つかみ機 ※②～④までは、平成 2 5 年 7 月 1 日～適用			・ 3 トン以上技能講習	整地、運搬、積込、掘削 教 11条 基礎工事 教 11条の2 解体 教 11条の3	小型車両系建設機械 〔 整地、運搬 積込、掘削 〕 〔 基礎工事 〕 〔 解体用 〕 に分かれている。 平成25年6月30日 以前に開始された 教育は①のみ	
9の2	令別表 7 の 3 号（基礎工事機、上記参考）自走できないもの				教 11条の3		
9の3	同 上 （同 上）自走できるものの作業装置の操作				教 11条の4		
10	令別表 7 の 4 号（締固め用機械）ローラー運転業務（道交法有）				教 12条		
10の2	令別表 7 の 5 号（コンクリートポンプ車）の運転の業務				教 12条の2		
10の3	ボーリングマシンの運転の業務				教 12条の3		
10の4	建設工事の作業におけるジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務				教 12条の4		
10の5	作業床の高さが 2 メートル以上10メートル未満の高所作業車の運転の業務			・ 10メートル以上技能講習	教 13条		
11	動力巻上機運転業務（電気ホイスト等。但しゴンドラは除く）				教 13条		
13	令15条第8号の軌道装置等運転業務（除く 地方鉄道法、軌道法）				教 15条		
14	小型ボイラー取扱業務（令第 1 条 4 号の小型ボイラー）			・ 免許 ・ ボ則23条 該当ボイラーは技講	ボ 92条	ボ教告示115号	
15	クレーン 運 転	1. つり上げ荷重 5 トン未満 2. こ線テルハ（5 トン以上）		・ 免 許	ク 21条	ク教告示118号	
16	移動式クレーン 1 トン未満（道交法適用有）			・ 免 許	ク 67条	ク教告示118号	
17	デリック 5 トン未満			・ 免 許	ク 107条	ク教告示118号	
18	建設用リフト				ク 183条	ク教告示118号	
19	玉掛け（1 トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリック）			・ 1 トン以上技能講習	ク 222条	ク教告示118号	
20	ゴンドラ操作				ゴ 12条	ゴ教告示121号	
20の2	作業室、気閘室へ送気のための空気圧縮機運転			内部作業は作業主任者	高圧 11条1号	高圧教告示11号	
21	高圧室への送気の調節業務			同 上	高圧 11条2号	同 上	
22	気閘室へ送気、排気の調整を行うバルブ、コック操作			同 上	高圧 11条3号	同 上	
23	潜水作業者への送気の調節を行うバルブ、コック操作			潜水業務は免許等	高圧 11条4号	同 上	
24	再圧室操作業務				高圧 11条5号	同 上	
24の2	高圧室内作業に係る業務				高圧 11条6号	同 上	
25	四アルキル鉛業務（令別表 5 の四アルキル鉛）			作業主任者	四アル 21条	教告示125号	
26	酸素欠乏危険作業に係る業務			作業主任者	酸欠 12条	教告示132号	
27	特殊化学設備の取扱い、整備、修理業務（令20条5号第一種圧整備除く。）				教 16条		
28	エックス線装置又はガンマ線装置を用いて行う透過写真の撮影業務			作業主任者	電離 52条5		
28の2	加工施設又は使用施設の管理区域内において、核燃料物質等を取扱う業務				電離 52条6		
28の3	原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質等を取扱う業務				電離 52条7		
28の4	事故由来廃棄物等の処分の業務				電離 52条8		
28の5	電離則第 7 条の 2 第 3 項の特例緊急作業に係る業務				電離 52条9		
29	粉じん障害防止規則第 2 条 1 項 3 号の特定粉じん作業者				54. 7. 23 告示68号		
30	ずい道等の掘削作業、ずり資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業			作業主任者	教 17条		
31	産業用ロボットの教示等の業務				教 18条		
32	産業用ロボットの検査、修理、調整等の業務				教 19条		
33	自動車（二輪車を除く。）タイヤの組立に係る空気充てん業務				教 20条		
34	廃棄物の焼却施設においてばいじん等を取り扱う業務				教 21条		
35	廃棄物焼却炉等の設備の保守点検等の業務						
36	廃棄物焼却炉等の設備の解体等の業務等						
37	石綿使用建築物等の解体等の業務			作業主任者、石綿除去現場管理者教育	石綿 27条	石綿教告示132号	
38	特定線量下業務				除染則第25条の8		
39	足場の組立て等の業務			高さ 5 メートル以上は作業主任者が必要	教 22条		
40	ロープ高所作業に係る業務				教 23条		平成28年7月1日施行
41	高さ 2 メートルで作業床を設けられない場所におけるフルハーネス型の墜落制止用器具を使用する業務				教 24条		平成31年2月1日施行

技能講習を行うことのできる登録教習機関の一覧

令和7年5月1日

番号	登 録 講 習 の 区 分	登録教習機関((番号)は下段の機関を表す)																													
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)
1	木材加工用機械作業主任者技能講習																○														
2	プレス機械作業主任者技能講習	○														○															
3	乾燥設備作業主任者技能講習	○														○															
4	コンクリート破砕器作業主任者技能講習																														
5	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習		○							○	○	○																			
6	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習										○																				
6の2	ずい道等の覆工作業主任者技能講習										○																				
7	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習		○							○	○	○						○													
8	足場の組立て等作業主任者技能講習		○				○	○		○	○	○						○													
9	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習		○								○	○																			
10	鋼橋架設等作業主任者技能講習																														
11	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習		○								○	○																			
11の2	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習										○																				
11の3	採石のための掘削作業主任者技能講習																														
11の4	はい作業主任者技能講習			○							○	○					○		○		○										
11の5	船内荷役作業主任者技能講習																														
12	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習		○				○				○	○																			
13	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習				○																										
14	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習				○																										
15	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	○					○				○				休		○			○											
15の2	金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習	○									○				休		○														
16	鉛作業主任者技能講習	○													休		○														
17	有機溶剤作業主任者技能講習	○					○				○				休		○			○											
18	石綿作業主任者技能講習	○	○				○				○				休		○												○	○	
18の2	酸素欠乏危険作業主任者技能講習																														
18の3	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	○									○						○														
18の4	床上操作式クレーン運転技能講習	○			○			○								○		○	○												
18の5	小型移動式クレーン運転技能講習		○		○		○	○	○	○	○	○	○		○			○	○		○	○	○			○					
19	ガス溶接技能講習	○					○	○		○	○					○		○		○			○								
20	フォークリフト運転技能講習	○		休			○	○		○	○	○			○			○	○		○	○	○	○	○		○				○
20の2	ショベルローダー等運転技能講習			休				○																							
21	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習		○					○	○	○	○	○							○											○	
21の2	車両系建設機械(解体用)運転技能講習							○		○	○	○																			
21の3	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習																														
21の4	不整地運搬車運転技能講習									○	○	○																			
21の5	高所作業車運転技能講習		○					○	○	○	○	○			○			○	○		○										
22	玉掛け技能講習	○	○			○		○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○			○					
23	ボイラー取扱技能講習				○			○																							
24	揚貨装置運転実技教習																														
25	クレーン運転実技教習								○																						
26	移動式クレーン運転実技教習								○																						

(1) (公社)静岡県労働基準協会連合会 054-254-1012	(11) キャタピラー教習所(株) 静岡教習センター 054-641-7010	(21) (株)総合自動車学校 総合リフトスクール浜松 053-461-7000
(2) 建設業労働災害防止協会 静岡県支部 054-255-1080	(12) (株)静岡県セイブ自動車学校 セイブリフトスクール 053-485-5972	(22) (公社)東京都建設事業協会 職業訓練センター 054-280-2355
(3) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 静岡県支部 054-283-1890	(13) (福)聖隷福祉事業団 聖隷健康診断センター 053-475-1229	(23) (株)ハマIN自動車学校 053-594-8075
(4) (一社)日本ボイラ協会 静岡支部 054-285-1086	(14) (株)レント レント教習センター 054-265-2320	(24) (株)東海道シグマ シグマフォーリフト教習センター 0120-395-696
(5) (一社)日本クレーン協会 静岡支部 054-221-0007	(15) (一社)浜松労働基準協会 053-452-4853	(25) (有)鈴木クレーン ライセンススクール 054-294-9155
(6) 静岡県建設労働組合 054-253-1967	(16) 林業・木材製造業労働災害防止協会 静岡県支部 054-252-3160	(26) (株)遠鉄自動車学校 遠鉄フォークリフトスクール浜松 053-461-9300
(7) (一社)労働技能講習協会 03-6908-0434	(17) (株)柿澤学園 静岡県フォークリフト講習センター 055-968-7000	(27) 住建センター(株) 03-5638-3370
(8) (株)掛川自動車学校 掛川クレーン学校 0537-22-9010	(18) (株)田方自動車学校 T.D.S.テクニカルセンター 0558-77-1800	(28) (一社)企業環境リスク解決機構 03-6435-7747
(9) (職)静岡県建設業能力開発協会 054-293-5382	(19) (一社)磐田労働基準協会 0538-32-2638	(29) (有)三輪建設 静岡トレーニングセンターSUN 055-913-1815
(10) (職)全国建設産業訓練協会 富士教育訓練センター 0544-52-0968	(20) (株)榛南自動車学校 はいなんフォークリフト教習所 0548-22-0272	(30) (株)マジオワークシステム マジオワークライセンススクール藤枝校 054-641-1717

(注) 静岡労働局登録講習機関のうち、近年開催実績等がある機関のみ掲載。

番号は、登録省令第20条の登録区分である。

(3)の「休」は、令和10年3月31日まで当該区分の技能講習を休止する。

(13)の「休」は、令和8年3月31日まで当該区分の技能講習を休止する。

定期に自主検査を必要とする機械等一覧表

定期自主検査を行うべき機械等 (安衛法45条) (記録は3年間保存)	検 査 を 行 う 時 期			
	作業開始時 (使用開始時)	月 1 回	年 1 回	そ の 他
1 ボ イ ラ ー		ボ則32		(性) 1年に1回
2 第 一 種 圧 力 容 器		ボ則67		(性) 1年に1回
3 クレーン (0.5 t 以上)	ク則36	ク則35	ク則34	(性) (3 t 以上) 2年に1回
4 移動式クレーン (0.5 t 以上)	ク則78	ク則77	ク則76	(性) (3 t 以上) 2年に1回
5 デリック (0.5 t 以上)	ク則121	ク則120	ク則119	(性) (2 t 以上) 2年に1回
6 エレベーター (0.25 t 以上)		ク則155	ク則154	(性) (1 t 以上) 1年に1回
7 建設用リフト (高さ10m以上)	ク則193	ク則192		
8 ゴ ン ド ラ	ゴ則22	ゴ則21		(性) 1年に1回
9 第 二 種 圧 力 容 器			ボ則88	
10 動 力 プ レ ス 機 械	安規136		安規134の3	(特) 安規135の3
11 フ ォ ー ク リ フ ト	安規151の25	安規151の22	安規151の21	(特) 安規151の24
12 車 両 系 建 設 機 械	安規170	安規168	安規167	(特) 安規169の2
13 小 型 ボ イ ラ ー			ボ則94	
14 小 型 圧 力 容 器			ボ則94	
15 簡易リフト (0.25 t 以上)	ク則210	ク則209	ク則208	
16 動 力 シ ャ ー	安規136		安規135	
17 動 力 遠 心 機 械			安規141	
18 化 学 設 備 等	安規277		(2年に1回) 安規276	
19 アセチレン溶接装置 ガス集合溶接装置			安規317	
20 乾 燥 設 備			安規299	
21 局 所 排 気 装 置	有則22 鉛則37 特化則33 粉じん則19 石綿則24		有則20 鉛則35 特化則30 粉じん則17 石綿則22	制御風速に留意
22 プッシュプル型換気装置	有則22 鉛則37 特化則33 粉じん則19 石綿則24		有則20の2 鉛則35 粉じん則 17 特化則30 石綿則22	
23 特 定 化 学 設 備 等	特化則34		(2年に1回) 特化則31	
24 ショベルローダー	安規151の34	安規151の32	安規151の31	
25 フォークローダー	安規151の34	安規151の32	安規151の31	
26 ストラドルキャリアー	安規151の41	安規151の39	安規151の38	
27 ガンマ線照射装置 (透過撮影)	電離則18の8	電離則18の5	(6月に1回) 電離則18の6	
28 不 整 地 運 搬 車	安規151の57	安規151の54	(2年に1回) 安規151の56	(特) 安規151の56
29 高 所 作 業 車	安規194の27	安規194の24	安規194の23	(特) 安規194の26
30 車 両 系 木 材 伐 出 機 械	安規151の110	(注) 安規151の109	(注) 安規151の108	(注) 安規151の108, 151の 109は努力義務

(注) ① 絶縁用保護具、防具、活線作業用装置、器具、動力車、動力巻上装置については省略。

② (性) は性能検査を表す。

③ (特) は特定自主検査を表す。

④ 「30 車両系木材伐出機械」 は平成26年6月1日から適用

特定自主検査業者登録一覧（静岡労働局長登録検査業者）

令和7年5月1日現在

管轄署名	登録番号	検査業者名	所在地	電話番号	機 械 の 種 類							高所作業車
					動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	建機（整地・運搬等）	建機（基礎工事用）	建機（締固め用）	建機（コンクリート）	
浜松	117	(有)牧野自動車工業所	湖西市鷺津454-1	053-576-0669		○						
浜松	198	(有)武永機械	浜松市中央区芳川町524	053-425-2020	○							
浜松	271	大丸自動車工業(株)	浜松市中央区西島町314-2	053-426-1607		○						○
浜松	226	(株)ハマキョウレックス	浜松市中央区寺脇町1701-1	053-444-0055		○						
浜松	43	(株)中田重機	浜松市中央区大柳町372-1	053-425-1225		○	○	○	○	○		○
浜松	2	浜松小松フォークリフト(株)	浜松市中央区桜台1-6-15	053-430-1149		○	○	○				
浜松	39	田川産業(株)	浜松市中央区大人見町1851	053-485-6221			○	○		○		
浜松	30	(株)浜松建販	浜松市中央区貴平町408-2	053-433-3430			○	○	○	○		
浜松	67	太田義尾機械工業(株)	浜松市中央区有玉北町735	053-434-4988	○							
浜松	219	(株)とびあサービス	浜松市中央区有玉南町1975	053-476-3111		○						
浜松	223	(株)浜松建産	浜松市中央区西山町2482-5	053-485-2221			○	○	○	○		
浜松	274	(有)エムワイ商会	浜松市中央区神ヶ谷町9162-8	053-485-5266		○						
浜松	275	東海交通機械(株)浜松工場支店	浜松市中央区東伊場2-19-7	053-413-0455		○						○
浜松	87	(株)小西自動車	浜松市中央区東伊場2丁目16-6	053-456-1147		○						
浜松	280	浜松地区運送事業協同組合	浜松市中央区大原町24-1	053-438-4870		○						○
浜松	272	(株)ビーフラット	浜松市中央区三方原町314-1	053-482-8407		○						
浜松	199	(株)新富田自動車工場	浜松市中央区西丘町1007-2	053-437-4103								○
浜松	212	(有)ミナモト自工	浜松市中央区西丘町554-1	053-438-2555		○	○	○				○
浜松	153	(株)アクト	浜松市中央区高丘西3-2-18	053-438-0862		○	○	○	○	○		○
浜松	3	東海シンコーリフト(株)	浜松市中央区和合町221	053-471-6411		○						
浜松	233	(株)浜松山福	浜松市中央区下石田町1114	053-421-7533				○				
浜松	51	大興産業(株)	浜松市中央区安間町264-1	053-421-3551		○	○	○	○	○	○	○
浜松	224	坂井モーター(株)	浜松市中央区和田町632	053-463-7211							○	
浜松	220	豊永自動車工業(株)	浜松市中央区飯田町1191-2	053-425-3403		○			○			○
浜松	88	(株)フォークリフト静岡	浜松市中央区飯田町1392	053-425-3320		○						
浜松	119	(株)アート商会	浜松市中央区篠ヶ瀬町1349	053-463-2311		○						○
浜松	191	(株)福沢自動車	浜松市中央区原島町566-1	053-463-0323					○			○
浜松	122	(株)協和モータース	浜松市中央区中田町272-2	053-461-9292		○						
浜松	42	スズキ機械産業(株)	浜松市浜名区中瀬7559-1	053-588-0150			○	○		○		
浜松	283	(有)松野エクスプレス	浜松市浜名区根堅1460-1	053-588-2317		○						
浜松	229	(株)西尾商店	浜松市浜名区平口5546-1	053-586-3805			○	○	○	○		
磐田	35	中遠機械(株)	掛川市成滝458-1	0537-22-7138		○	○	○	○	○		○
磐田	129	(有)太田重工	袋井市大谷191-1	0538-48-8529			○	○	○	○		
磐田	265	(株)大王	袋井市徳光139-1	0538-42-8932	○							
磐田	74	(株)袋井フォークリフト販売	袋井市川井1146	0538-42-1236		○	○	○				
磐田	178	日本鍛圧機械商事(株)	袋井市堀越1655-5	0538-67-8910	○							
磐田	60	静岡県車輛サービス(株)	袋井市堀越461	0538-42-6131		○						
磐田	195	(株)遠興	掛川市横須賀1409-2	0537-72-2188		○						
磐田	263	(有)アスカクレーン	掛川市国安2274	0537-72-6621								○
磐田	168	東海ジーゼル(株)	御前崎市佐倉4251-1	0537-86-8238		○	○	○	○	○		○
磐田	57	マルオ建機サービス	磐田市新貝2丁目20-2	0538-34-2876			○	○		○		

管轄署名	登録番号	検査業者名	所在地	電話番号	機械の種類							高所作業車
					動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	建機（整地・運搬等）	建機（基礎工事用）	建機（締固め用）	建機（コンクリート）	
磐田	264	NTNテクニカルサービス(株)磐田事業所	磐田市東貝塚1578	0538-37-8070		○						
磐田	289	山崎マシーナリー(株)	磐田市飛平松216-1	0538-66-1211			○	○	○	○		
磐田	142	(有)イケヤ重機	磐田市南平松11-7	0538-59-2140				○	○	○		
磐田	285	(株)リフトワークス	磐田市掛塚3110	0538-67-8017		○						
磐田	158	(有)柴田整備	磐田市掛塚字竜光寺3119-3	0538-66-3101		○		○				
磐田	162	(株)塚本	磐田市東名31	0538-34-5463			○	○		○		
磐田	187	(株)天龍コーポレーション	磐田市小立野528	0538-32-8241		○						○
磐田	155	静建サービス(株)	菊川市半済784-1	0537-36-5010		○	○	○	○	○		○
島田	259	(株)さつき自動車	牧之原市鬼女新田588-1	0548-87-2236		○						
島田	194	(株)カーメイト松下	牧之原市新庄530-1	0548-58-0318		○	○	○				
島田	249	(有)岩本塗装工業	藤枝市下之郷1627-9	054-345-1332								○
島田	50	(株)増田特殊車輛	焼津市中里366	054-626-1155		○	○	○	○	○	○	○
島田	103	(株)静岡建機	焼津市石脇下203	054-627-6934				○		○		
島田	170	(株)八木自動車工場	焼津市石津891	054-624-7227		○						
島田	240	(有)ジェイエスケイ	焼津市田尻1865-11	054-623-4731		○						
島田	251	(株)田澤建機	焼津市五ヶ堀之内309	054-620-9330			○	○	○	○	○	
島田	190	テクノ	焼津市保福島520	054-631-9770	○							
島田	200	(有)大場機械	焼津市大覚寺130-2	054-629-3305				○				
島田	99	(株)ケンサンキ	焼津市越後島337	054-621-5005		○	○	○	○	○		○
島田	130	笹島建設(株)	焼津市越後島490-1	054-627-2229				○				
島田	293	(株)マルトシ青木	藤枝市青木2丁目18-5	054-643-1608		○						
島田	273	(株)カーケア東海	藤枝市平島766-2	054-644-4656		○		○				
島田	4	(株)駿河建機	藤枝市平島810	054-646-3000			○	○	○	○		
島田	12	静岡特殊車輛販売(株)	藤枝市青南町1丁目15-5	054-634-0881		○	○	○	○	○		○
島田	62	ジェイエ大井川シャネン(株)	藤枝市緑の丘1-1	054-646-5157		○						
島田	126	数野自動車(株)	藤枝市水上31-1	054-641-0402		○						○
島田	287	(株)S・R・T工業	藤枝市中ノ合217-1	054-631-9680			○	○		○		
島田	97	(有)中部荷役車輛サービス	島田市河原1-6-41	0547-37-3470		○						
島田	100	島田モーターサービス(株)	島田市向島2960-5	0547-37-6227		○	○	○				
島田	63	(株)落合自動車	島田市御飯屋町8801-1	0547-35-6565		○			○			○
島田	270	山岸運送(株)	島田市大柳266	0547-38-3145		○						
島田	216	(有)稲村建機	島田市佐夜鹿75-5	0547-45-3989			○	○		○		
島田	110	(有)スンエン建機	島田市川根町身成3288-7	0547-53-3911		○	○	○	○	○		
島田	156	(有)森下自動車	榛原郡川根本町東藤川952-3	0547-59-3186				○				
静岡	144	(株)マルマサ機工	静岡市葵区東千代田3丁目7-9	054-261-8830			○	○				
静岡	16	(株)シズケン	静岡市葵区古庄1-8-57	054-261-1201		○		○				
静岡	69	(株)小野寺自動車工業	静岡市葵区沓谷5丁目9-10	054-261-3241		○			○			○
静岡	17	トヨタエルアンドエフ静岡(株)	静岡市葵区日出町9-12	054-251-0333		○		○				○
静岡	1	(公益社)静岡県労働基準協会連合会	静岡市葵区鷹匠2-17-5	054-254-1012	○							
静岡	107	(有)三洋機販	静岡市葵区瀬名川1-26-84	054-262-6662			○	○		○		
静岡	284	(株)熊谷工業	静岡市葵区牧ヶ谷2044-1	054-277-1136			○	○				
静岡	213	(有)マツテックサービス	静岡市葵区牧ヶ谷2103	054-278-5544		○	○	○	○	○		○
静岡	77	第一建機工業(株)	静岡市葵区牧ヶ谷2420-1	054-277-1220			○	○	○	○		
静岡	8	静増産業(株)	静岡市駿河区丸子3-12-96	054-259-1768		○	○	○	○	○		

管轄署名	登録番号	検査業者名	所在地	電話番号	機械の種類							
					動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	建機（整地・運搬等）	建機（基礎工事用）	建機（締固め用）	建機（コンクリート）	高所作業車
静岡	11	静岡小松フォークリフト(株)	静岡市駿河区北丸子1-31-4	054-259-5102		○		○				
静岡	235	南條機械	静岡市駿河区用宗小石町3-8	054-258-5361				○				
静岡	256	春日整備(株)	静岡市駿河区中吉田19-12	054-267-7737					○			○
静岡	278	東海自動車工業(株)	静岡市駿河区国吉田2-1-11	054-262-3555		○						
静岡	189	東光自動車工業(株)	静岡市駿河区栗原2-50	054-261-2171							○	○
静岡	165	(有)大長建機	静岡市駿河区中島1393-1	054-285-1552				○				
静岡	132	(株)ニッカン	静岡市清水区蒲原161	054-385-2522		○						
静岡	91	(有)宏和工業モータース	静岡市清水区蒲原4-15-5	054-385-6145		○						
静岡	136	(有)仲澤自動車工業所	静岡市清水区蒲原4999-13	054-388-2367		○						
静岡	172	ヘイセイ車輛サービス	静岡市清水区押切1026-21	054-348-7075		○						
静岡	89	大甲自動車工業(株)	静岡市清水区東大曲町6-20	054-366-4185		○						
静岡	252	(有)コトブキ	静岡市清水区堀込542	054-345-0058								○
静岡	236	(有)オートサービス日昇	静岡市清水区半左衛門新田26-1	054-347-4139		○						
静岡	93	(株)清水日産自動車商会	静岡市清水区七ツ新屋439-1	054-345-3555		○						
静岡	282	丸三自動車設備(株)	静岡市清水区興津中町873-2	054-397-1521		○						
静岡	250	鈴与コンテナエンジニアリング(株)	静岡市清水区興津清見寺町1380	054-395-8701		○						
静岡	246	(株)Jーパック	静岡市清水区新港町2	054-354-0706		○						
静岡	75	金沢自動車	静岡市清水区青葉町12-4	054-351-1177		○						
静岡	208	鈴与オートテックサービス(株)	静岡市清水区折戸1-1-16	054-334-8011		○		○		○		○
静岡	66	(有)石井自動車整備工場	静岡市清水区村松原1丁目3-20	054-334-2537		○						
富士	266	ミナミリフト	富士市松岡1457-59	0545-66-4355		○						
富士	245	富士センコー運輸(株)	富士市大野新田154-1	0545-61-5751		○						
富士	232	弘栄車輛(株)	富士市宮島848-2	0545-63-7220		○		○				
富士	37	(株)鈴木自動車	富士市今泉623-1	0545-52-4095		○					○	○
富士	52	田子の浦埠頭(株)	富士市鈴川町2-1	0545-33-3111		○		○				
富士	161	駿河フォークリフト	富士市八代町8-55	0545-52-7383		○						
富士	211	フジ建機リース(株)	富士市伝法663-1	0545-72-1450			○	○				
富士	292	(株)U n i b i r t h	富士市大渕224-9	090-4468-7174		○						
富士	210	渡辺モータース	富士市大渕3378-1	0545-35-0150					○			○
富士	261	エムテックサービス(株)	富士市中野162-20	0545-35-5248			○	○			○	○
富士	181	高橋フォークリフト	富士市比奈1479-2	0545-34-1307		○						
富士	203	望月フォークリフト	富士宮市万野原新田2914-12	0544-22-0631		○						
富士	197	(株)アミノ	富士宮市三園平555	0544-23-5804	○							
富士	244	(株)アトラスサービス	富士宮市小泉1452-6	0544-24-5424		○	○	○				
富士	7	(株)トモエ商会	富士宮市浅間町10-1	0544-27-5151		○		○				
富士	290	イシカワ.メンテナンス	富士宮市弓沢町445-27	0544-21-3722		○		○				
富士	85	山本ゲーゼル工業(株)	富士宮市弓沢町487	0544-27-6611		○						○
富士	277	(有)松井機械	富士市久沢2-10-6	0545-71-4340	○							
富士	217	(有)ナカジマインスペック	富士市中之郷2679-4	0545-56-2271	○							
沼津	288	(株)東静岡サービス	沼津市大岡2741-1	055-922-7250		○						
沼津	242	沼津特殊車輛	沼津市大岡3279-11	055-921-6778		○						
沼津	201	(株)片岡屋	沼津市柳町3-11	055-921-6131		○	○	○	○	○		
沼津	267	(有)桜井建機サービス	沼津市寿町5-29	055-923-2606			○	○				
沼津	185	(株)トモエ自工	沼津市一本松737-2	055-966-7123				○	○			○

管轄署名	登録番号	検 査 業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	機 械 の 種 類							
					動力 プレス	フォークリフト	不 整 地 運 搬 車	建機（ 整地・運搬等）	建機（ 基礎工事用）	建機（ 締固め用）	建機（ コンクリート）	高 所 作 業 車
沼津	108	(株)志村自動車	沼津市西間門64-1	055-955-7123		○						
沼津	160	(有)三栄自動車	駿東郡清水町伏見621-5	055-975-1143		○						○
三島	84	(株)飯島自動車	三島市川原ヶ谷548	055-975-3527		○						
三島	116	伊豆箱根バス(株)	三島市大場300	055-977-3873		○						
三島	258	鈴木自動車総業(株)	三島市梅名313-3	055-977-1181				○				
三島	33	サンケンリース(株)	三島市梅名787-3	055-977-2339		○	○	○				
三島	183	駿豆通運倉庫(株)	三島市八反畑字壺丁田144-1	055-975-6767								○
三島	58	(有)渡辺自動車工業	三島市平田159-5	055-971-6675		○			○			○
三島	286	(株)幸伸技研	三島市松本108-1	055-977-3211	○							
三島	186	(株)トクショー機械	伊東市富戸1317-5298	0557-51-0370		○	○	○	○	○		○
三島	214	(株)信成機械	伊東市鎌田字川洞1284-8	0557-36-6037		○	○	○	○	○		
三島	120	(株)伊鈴商会	下田市東本郷町2-7-24	0558-22-1096		○	○	○	○	○		○
三島	180	(有)東海機工	田方郡函南町桑原376	055-978-2542			○	○				
三島	262	(株)駿東	田方郡函南町塚本31-1	055-978-2715		○						○

特定自主検査とは

動力プレス・車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び高所作業車については労働安全衛生法により、事業者は1年を超えない期間ごとに1回（ただし不整地運搬車は2年を超えない期間ごとに1回）、定期に、有資格者による自主検査を実施しなければなりません。この定期自主検査（年次検査）のことを特定自主検査【特自検】といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドック】や【健康診断】と同じです。

■ 検査済機械には

検査が済んだ機械には、見やすい箇所（運転席の付近など）に検査を実施した年月を明らかにする標章（ステッカー）を貼付しなければなりません。



ボイラー実技講習実施団体

令和7年4月1日

名 称	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人 日本ボイラー協会 静岡支部	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ 7F 702号室	054(285)1086

(注) 2級ボイラー技士免許資格を得るための講習実施予定の団体名簿です。

試験機関・実技教習を実施できる機関の一覧表

令和7年4月1日

名 称	所 在 地	電 話	試験・教習・科目
(公財)安全衛生技術試験協会 中部安全衛生技術センター	愛知県東海市加木屋町丑寅海戸51-5	0562(33)1161	特級ボイラー技士 一級ボイラー技士 二級ボイラー技士 特別ボイラー溶接士 普通ボイラー溶接士 ボイラー整備士 クレーン・デリック運転士 潜水土 移動式クレーン運転士 揚貨装置運転士 発破技士
同 上 関東安全衛生技術センター	千葉県市原市 能満2089	0436(75)1141	ガス溶接作業主任者 林業架線作業主任者 エックス線作業主任者 ガンマ線透過写真撮影作業主任者 高圧室内作業主任者 衛生管理者(第1種、第2種) 作業環境測定士(第1種、第2種)
同 上 関東安全衛生技術センター 東京試験場(学科のみ)	東京都港区 海岸1丁目11-1 ニューピア竹芝 ノースタワー21階	03(6432)0461	
(株)掛川自動車学校 掛川クレーン学校	静岡県掛川市 大池655	0537(22)9010	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
(株)PCT 神奈川(あやせ)教習所	神奈川県綾瀬市 早川2771-9	0467(78)7741	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
コマツ教習所(株) 神奈川センタ	神奈川県川崎市 川崎区中瀬3-20-1	044(287)2071	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
住友建機販売(株) 住友建機教習所愛知教習センター	愛知県刈谷市 一里山町深田1-1	0566(35)1311	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
コマツ教習所(株) 愛知センタ	愛知県一宮市 朝日1-4-1	0586(26)4111	クレーン運転実技教習
(株)シグマ 東京クレーン学校	東京都葛飾区 東立石1-3-16	0120(563)903	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
(株)佐倉クレーン学校 佐倉校	千葉県佐倉市 石川577-1	043(485)2172	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
(一財)江南クレーン教習所	埼玉県熊谷市成沢 893	048(539)0877	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習
(一社)中部労働技能教習 センター	長野県飯田市 下殿岡478-1	0265(25)4444	クレーン運転実技教習 移動式クレーン運転実技教習

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会
静岡支部の業務部会会員名簿
「安全衛生なんでも相談」

中小規模事業場における労働災害防止を図るため、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部において「安全衛生相談窓口」が開設されています。
相談は無料で、窓口では労働安全衛生のプロである「労働安全衛生コンサルタント」が応じています。
電話でもご相談できます。

静岡労働安全衛生相談センター

〒420-0839

静岡市葵区鷹匠 2-17-5 (静岡県労働基準協会連合会内)

電話/Fax 054-253-5857 E-mail shizu_aneicon@yahoo.co.jp

窓口開設日と時間 毎週 火・木 13時から16時まで

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部の業務部会会員は以下のとおりです。

(1) 労働安全コンサルタント 令和6年7月22日

氏 名	登録種別	連	絡	先	電話番号	備考
青柳 廣	化 学	〒424-0841	静岡市清水区追分1-3-37 青柳労働安全衛生コンサルタント事務所		054-364-1973	※
大嶽 陽一	電 気	〒410-0302	沼津市東椎路1696-3 大嶽労働安全コンサルタント事務所		055-921-7015	
岡本 徹	電 気	〒426-0061	藤枝市田沼3-26-7 岡本労働安全コンサルタント事務所		090-4406-9550	
勝又 幸雄	機 械	〒410-1104	裾野市今里868		055-997-1706	
金井 厚雄	機 械	〒438-0805	磐田市池田1142-1 オフィス・カナイ		080-1618-2899	
川瀬 幸嗣	電 気	〒432-8061	浜松市西区入野町10765		053-447-1227	※
小久保 優	土 木	〒421-0122	静岡市駿河区用宗2-8-17 小久保都市計画事務所		054-253-1419	
土屋 眞知子	化 学	〒435-0052	浜松市東区天王町1277-1-202 土屋眞知子コンサルタントオフィス		053-422-3941	※
奈木 勉	機 械	〒410-0312	沼津市原919-12 奈木労働安全コンサルタント事務所		090-2945-9216	
西川 哲義	建 築	〒436-0013	掛川市子隣283-27 西川労働安全コンサルタント事務所		0537-21-0675	
西山 正則	機 械	〒433-8124	浜松市中区泉3丁目22-21 エスプロ エンジニアリング		090-6593-5362	
堀田 正嘉	機 械	〒420-0912	静岡市葵区東瀬名町2-19 堀田正嘉事務所		054-265-2344	
馬淵 大幾	建 築	〒439-0018	菊川市本所2637 馬淵労働安全衛生コンサルタント事務所		070-1617-3456	※
目黒 輝久	化 学	〒419-0201	富士市厚原2055-20 目黒労働安全衛生コンサル タント事務所		0545-71-9384	※
山崎 廣	土 木 機 械	〒417-0001	富士市今泉3669-46 山崎労働安全コンサルタント事務所 (OFFICE YAMAZAKI)		090-3252-4223	
山田 治男	土 木	〒421-1212	静岡市葵区千代2-15-53 山田労働安全コンサルタント事務所		090-2008-3821	
山之上 誠	土 木	〒424-0886	静岡市清水区草薙1-26-47-502 山之上誠労働安全コンサルタント事務所		054-368-7088	
山本 信二	機 械	〒418-0044	富士宮市大中里1713-1 山本労働安全コンサルタント事務所		080-5299-2881	

注 ※印は、安全及び衛生の両方の資格取得者。

(2) 労働衛生コンサルタント

氏 名	登録種別	連 絡 先		電話番号	備考
青柳 廣	労働衛生工学	〒424-0841	静岡市清水区追分1-3-37 青柳労働安全衛生コンサルタント事務所	054-364-1973	※
青山 行彦	保健衛生	〒430-7708	浜松市中区板屋町111-2 アクトタワー8F 青山労働衛生コンサルタント事務所	053-451-0016	
赤津 順一	保健衛生	〒422-8006	静岡市駿河区曲金6-8-5 マークスサ'タワー東静岡2603 静岡労働衛生コンサルタント事務所	054-287-2757	
秋山 ひろみ	保健衛生	〒416-8521	富士市蓼原336 東芝キヤリア(株) 健康管理室	0545-62-5535	
足立 留美子	保健衛生	〒431-3122	浜松市東区有玉南町1867-1Dexi1F アールエイチ産業医事務所	090-1741-3794	
阿部 幸洋	保健衛生	〒410-8580	沼津市本字下一丁田895-1 聖隷沼津第1クリニック	055-962-9882	
五十嵐 健康	保健衛生	〒420-8630	静岡市葵区追手町10-93 地方独立行政法人 静岡市立静岡病院小児科	054-253-3125	
磯崎 泰介	保健衛生	〒431-3121	浜松市東区有立北町1760-1 いそざきファミリークリニック	053-432-6111	
井上 邦雄	保健衛生	〒433-8112	浜松市北区初生町1259-2 はつおい労働衛生コンサルタント事務所	053-437-4009	
大塚 信芳	保健衛生	〒425-0081	焼津市大栄町1-12-11 大塚信芳労働衛生コン サルタント事務所	054-625-7039	
尾崎 克年	労働衛生工学	〒416-0906	富士市本市場422-1 立華(株)	0545-61-8402	
小澤 英親	保健衛生	〒430-0949	浜松市中区尾張町126-20 小澤労働衛生コンサルタント事務所	053-452-1738	
片山 雄一	保健衛生	〒432-8013	浜松市中区広沢3-14-14 かたやま労働衛生コンサルタント事務所	053-451-4305	
金指 博	労働衛生工学	〒410-0312	沼津市原110-4 金指環境コンサルタント事務所	080-5810-1173	
川瀬 幸嗣	労働衛生工学	〒432-8061	浜松市西区入野町10765	053-447-1227	※
川田 和秀	保健衛生	〒437-0047	袋井市西田20-1 医療法人社団福壽会 みつはし医院	0538-24-8070	
久保田 正勝	保健衛生	〒430-0903	浜松市中区助信町43-11 鈴木晒整理(株)	053-471-0241	
小長井 大輔	保健衛生	〒420-0031	静岡市葵区呉服町1-30 札ノ辻クロス706号 なまつ星労働衛生コンサルタント事務所	054-272-1172	
坂ノ上 政綱	保健衛生	〒420-0839	静岡市葵区鷹匠3-17-6 あおばこころのクリニック	054-200-2227	
坂元 富美夫	保健衛生	〒430-0906	浜松市中区住吉2-35-8 聖隷労働衛生コンサルタント事務所	053-475-1229	
佐宗 春美	保健衛生	〒420-0844	静岡市葵区緑町8-8	054-248-2245	
佐藤 敬治	保健衛生	〒424-0847	静岡市清水区大坪2-3-12 佐藤医院	054-347-2300	
佐野 克行	保健衛生	〒436-0047	掛川市長谷1-12-9 佐野医院 労働衛生コンサルタント事務所	0537-21-1586	
清水 正昭	労働衛生工学	〒431-2103	浜松市北区新都田1-4-6 一般社団法人 静岡県産業環境センター	053-428-3430	
白岩 幹正	保健衛生	〒420-0881	静岡市葵区北安東1-5-31 白岩労働衛生コンサルタント事務所	054-277-9788	
杉 敏彦	保健衛生	〒424-0886	静岡市清水区草薙1127-20	054-347-7744	
杉山 由樹	保健衛生	〒430-0817	浜松市南区頭陀寺町313-18	090-4253-3612	
鈴木 美香	保健衛生	〒422-8006	静岡市駿河区曲金6-8-5-2 聖隷健康サポートセンターShizuoka	054-280-6211	

氏 名	登録種別	連 絡 先		電話番号	備考
住吉 健一	保健衛生	〒417-0001	富士市今泉3774-14 すみよし労働衛生コンサルタント事務所	0545-22-1808	
芹澤 良子	保健衛生	〒410-0801	沼津市大手町4-3-33 よし健(株)	090-3006-3096	
高田 雄一郎	保健衛生 労働衛生工学	〒420-0813	静岡市葵区長沼3-8-14 ガーデンハウス雅A401号 高田労働衛生コンサルタント事務所	054-352-1416	
田中 隆光	保健衛生	〒432-8047	浜松市中央区神田町360-27 たなか内科クリニック	053-444-3001	
土屋 政仁	保健衛生	〒424-0901	静岡市清水区三保340-10 土屋医院内 わかば労働衛生コンサルタント事務所	054-334-1576	
土屋 眞知子	労働衛生工学	〒435-0052	浜松市東区天王町1277-1-202 土屋眞知子コンサルタントオフィス	053-422-3941	※
西 賢一郎	保健衛生	〒417-0023	富士市吉原宝町1-1 ジヤトコ(株) 富士第1地区診療所	0545-57-2411	
野木 孝眞	保健衛生	〒410-1304	駿東郡小山町藤曲956-1	0550-76-1550	
袴田 和彦	保健衛生	〒436-0015	掛川市和田197-2	0537-23-8888	
花房 雄治	保健衛生	〒415-0034	下田市高馬147-1 伊豆産業医学・労働衛生コンサルタント事務所	0558-23-3113	
原川 清仁	保健衛生	〒425-0004	焼津市坂本999 原川労働衛生コンサルタント事務所	054-627-7150	
飛鋪 修二	保健衛生	〒433-8123	浜松市中区幸2-60-8 ひしき労働衛生コンサルタント事務所	090-4440-2250	
堀場 公寿	保健衛生	〒422-8006	静岡市駿河区曲金6-8-5-1003号 堀場公寿労働衛生コンサルタント事務所	090-8457-6276	
馬淵 大幾	労働衛生工学	〒439-0018	菊川市本所2637 馬淵労働安全衛生コンサルタント事務所	070-1617-3456	※
目黒 輝久	労働衛生工学	〒419-0201	富士市厚原2055-20 目黒労働安全衛生コンサルタント事務所	0545-71-9384	※
山本 誠	保健衛生	〒430-8650	浜松市中区中沢町10-1 ヤマハ(株) 人事部 健康安全グループ	053-460-2830	
渡辺 修一	保健衛生	〒413-0011	熱海市田原本町9-1 第1ビル3階 渡辺耳鼻咽喉科クリニック	0557-81-6396	
渡辺 武司	労働衛生工学	〒430-0845	浜松市南区中田島町1436-2 渡辺労働衛生コンサルタント事務所	090-3154-8793	
渡邊 良輔	労働衛生工学	〒431-3125	浜松市東区半田山6-9-4 ハイツ・パノラマD-2 中部労働衛生	053-434-7762	

注 ※印は、安全及び衛生の両方の資格取得者。

年間安全衛生管理計画(様式)

本実施計画書(写)を所轄労働基準監督署に提出してください

事業の種類				郵便番号	労働者数等						総括安全衛生管理者職氏名 (安衛施行令第2条参照)									
事業場の名称				—	男 女 計	自社労働者数	派遣労働者を有する場合は、派遣労働者の人数	合計	構内請負の有無及び請負人の数	安全管理者職氏名 (派遣労働者含め労働者数50人以上)										
所在地				電話番号		人	人	人	有・無	衛生管理者職氏名 (派遣労働者含め労働者数50人以上)										
代表者の職氏名						人	人	人	※有の場合は、請負人の数(社)	産業医氏名 (派遣労働者含め労働者数50人以上)										
過去3年間の災害発生状況 (業務上疾病を含む)	区分	年	年	年	安全衛生生活動実施状況															
	休業災害 ()内は業務上疾病による被災者数	人()人	人()人	人()人	活動の種類 実施計画	安全衛生委員会		安全衛生パトロール		ヒヤリ・ハット報告		危険予知活動		安全ミーティング 安全朝礼		4S等活動		指差し呼称		
	不休業災害 ()内は業務上疾病による被災者数	人()人	人()人	人()人	設置又は実施の有無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	
過去3年間のヒヤリ・ハット報告件数	報告件数	件	件	件	未設置又は未実施の場合、設置又は実施予定の有無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	
	どんな種類のヒヤリ・ハットが多いか	1	1	1	(年予定)		(年予定)		(年予定)		(年予定)		(年予定)		(年予定)		(年予定)			
	(墜落・転落等)	2	2	2	職場単位、作業工程単位の安全衛生点検結果															
安全衛生方針 (社長、工場長等事業場の最高責任者が自らの安全衛生に対する理念、基本的な考え方を表明してください。)					点検実施者		1. 作業者全員 2. 安全衛生担当者 3. 職長等ライン管理者 4. その他()													
					予想される危険の種類		改善の要否				改善が必要な場合その内容									
安全衛生目標 (災害発生状況、安全衛生活動実施状況、安全衛生点検結果等を基に解決しなければならない安全衛生に対する課題を把握し、対策等を検討してください。その上で、できるだけ具体的な目標を設定してください。)					墜落・転落		1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					転倒		1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
リスクアセスメント等の実施状況 1 共通 実施している場合は、初回の実施年月 年 月 2 化学物質等 化学物質等の使用の有無(有 無) 化学物質等を対象に実施している場合は初回の実施年月 年 月 (※上記のリスクアセスメント等の対象となる化学物質等とは、化学物質、製剤その他のもので、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものをいいます。)					激突・激突され		1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					飛来・落下		1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
本年(度)におけるリスクアセスメント等の実施計画等の状況 1 実施を予定している。(①作業行動、機械設備等を対象 ②化学物質等を対象) 2 実施に向けて体制の整備、手順の検討等を行う。 3 実施に向けた取組の予定なし。 (該当する番号に○を付してください。1又は2の場合は裏面の月別計画表に具体的な計画を記載してください。)					はさまれ・巻き込まれ		1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					切れ・こすれ		1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
「治療と仕事の両立支援」を進めるための環境整備の構築 具体的には①～③ ①事業者の基本方針の表明と労働者に対する周知 ②研修による意識啓発 ③相談窓口の設置等 1つでも実施して 既に導入している場合は、導入した年月 年 月導入 いれば記入 導入に向け準備中の場合は、導入予定年月 年 月導入予定					高温及び低温物との接触		1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					有害物との接触		1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
メンタルヘルス対策の実施状況 1 ストレスチェックを実施している。 2 個人のストレスチェック結果を集団ごとに集計・分析している。 3 労働者自身によるセルフケアを進めるため、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供を実施している。 4 事業場内での相談体制は整備されている。					感電		1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					爆発、破裂、火災		1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					交通事故		1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					動作の反動・無理な動作		1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					その他の		1 必要な対策が講じられている 2 改善を要する													
					()															
					1 実施している				2 実施を予定している				3 実施予定なし							
					1 実施している				2 実施を予定している				3 実施予定なし							
					1 実施している				2 実施を予定している				3 実施予定なし							
					1 実施している				2 実施を予定している				3 実施予定なし							

月 別 安 全 衛 生 活 動 計 画 表

項 目 実施月	安 全 衛 生 管 理 に 関 す る 事 項				機械設備の改善、点検に関する事項		安全衛生教育に関する事項		労 働 衛 生 に 関 す る 事 項		安全衛生意識の高揚に関する事項	
	安全衛生管理活動に関する事項		リスクアセスメント等に関する事項		機械設備の改善、点検に関する事項		安全衛生教育に関する事項		労 働 衛 生 に 関 す る 事 項		安全衛生意識の高揚に関する事項	
	安全衛生委員会、安全衛生パトロールなどの実施事項	担 当 署	リスクアセスメント等の実施に関する事項	担 当 署	機械設備の名称及び改善等の内容	担 当 署	雇入れ時等の教育、特別教育、職長等教育、健康教育など	担 当 署	健康管理、作業環境管理、作業管理、過重労働、メンタルヘルス対策など	担 当 署	安全大会、安全衛生表彰、安全講習会、個人ごとの安全の決意表明など	担 当 署
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												
年 月												

◎安全衛生管理に関する事項には、安全衛生委員会の設置・運営、作業手順書の作成・見直し、ヒヤリ・ハット活動、職場安全衛生パトロール等安全衛生活動の実施計画の作成・見直し、労働安全衛生マネジメントシステムの構築などがあります。

◎機械設備の改善、点検に関する事項には、防護対策の実施、定期自主検査の実施、点検整備の実施、本質安全化対策などがあります。

◎安全衛生教育に関する事項には、雇入れ時の教育、作業内容変更時の教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育など法定の教育や、就業制限業務に関する資格取得などがあります。

◎労働衛生に関する事項には、各種健康診断の実施、作業環境測定の実施及び作業環境の改善、腰痛予防対策、健康保持増進活動の実施、過重労働・メンタルヘルス対策の実施などがあります。

※ 静岡労働局ホームページ → 静岡労働局 各種様式集 安全衛生関係に安全衛生管理計画表(建設業・運輸業・製造業等) が作成されていますので活用してください。

静岡労働局・労働基準監督署・労働基準協会・静岡県労働災害防止団体等連絡会一覧表

局・労働基準監督署一覧			各労働基準協会一覧			静岡県労働災害防止団体等連絡会			
局 署 名	所 在 地	電話（FAX）	協 会 名	所 在 地	電話（FAX）	団 体 名	所 在 地	電話（FAX）	
静 岡 労 働 局	〒420-8639 静岡市葵区追手町9－50 静岡地方合同庁舎3F	健康安全課 TEL 054-254-6314	公益社団法人 静 岡 県 労 働 基 準 協 会 連 合 会	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-17-5 静基連会館	TEL 054-254-1012 FAX 054-254-4043	建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会 静 岡 県 支 部	〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階	TEL 054-255-1080 FAX 054-272-6034	
浜 松 労 働 基 準 監 督 署	〒430-8639 浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎8F	安全衛生課 TEL 053-456-8149	一般社団法人 浜 松 労 働 基 準 協 会	〒430-0929 浜松市中区中央1-3-6 浜松イーストセブン205号	TEL 053-452-4853 FAX 053-454-2869	陸 上 貨 物 運 送 事 業 労 働 災 害 防 止 協 会 静 岡 県 支 部	〒422-8005 静岡市駿河区池田126-4 静岡県トラック会館内	TEL 054-283-1890 FAX 054-283-1917	
静 岡 労 働 基 準 監 督 署	〒420-0858 静岡市葵区伝馬町24-2 相川伝馬町ビル2、3F	安全衛生課 TEL 054-252-8107	静 岡 労 働 基 準 協 会	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-1-20 サンパレス鷹匠102号室	TEL 054-253-7067 FAX 054-253-7613	林 業 ・ 木 材 製 造 業 労 働 災 害 防 止 協 会 静 岡 県 支 部	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階 県木連内	TEL 054-252-3160 FAX 054-252-3160	
沼 津 労 働 基 準 監 督 署	〒410-0831 沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎4F	TEL 055-933-5830	清 水 労 働 基 準 協 会	〒424-0826 静岡市清水区万世町2-7-4 中村ビル2階	TEL 054-351-4584 FAX 054-351-4584	港 湾 貨 物 運 送 事 業 労 働 災 害 防 止 協 会 東海総支部清水支部	〒424-8703 静岡市清水区入船町11-1 鈴与株式会社安全衛生チーム内	TEL 054-354-3066 FAX 054-354-3008	
三 島 労 働 基 準 監 督 署	〒411-0033 三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎3F	TEL 055-916-7342	沼 津 労 働 基 準 協 会	〒410-0831 沼津市市場町7-4	TEL 055-933-4988 FAX 055-933-4990	一般社団法人 日 本 ボ イ ラ 協 会 静 岡 支 部	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ7階	TEL 054-285-1086 FAX 054-285-1095	
下 田 駐 在 事 務 所 （三島労働基準監督署）	〒415-0036 下田市西本郷2-5-33 下田地方合同庁舎1F	TEL 0558-22-0649	三 島 労 働 基 準 協 会	〒411-0033 三島市文教町1-11-2	TEL 055-986-4394 FAX 055-939-5145	一般社団法人 日 本 ク レ ー ン 協 会 静 岡 支 部	〒420-0857 静岡市葵区御幸町11-10 第一生命・静岡鉄道ビル5階	TEL 054-221-0007 FAX 054-221-0012	
富 士 労 働 基 準 監 督 署	〒417-0041 富士市御幸町13-28	TEL 0545-51-2255	富 士 労 働 基 準 協 会	〒417-0052 富士市中央町1-5-20 グランドハイム吉原2F	TEL 0545-52-5801 FAX 0545-53-0333	公益社団法人 建 設 荷 役 車 両 安 全 技 術 協 会 静 岡 県 支 部	〒422-8045 静岡市駿河区西島127	TEL 054-236-4008 FAX 054-236-4031	
磐 田 労 働 基 準 監 督 署	〒438-0086 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎4F	安全衛生課 TEL 0538-82-3086	一般社団法人 磐 田 労 働 基 準 協 会	〒438-0086 磐田市見付2970-5	TEL 0538-32-2638 FAX 0538-37-3977	独立行政法人 労働者健康安全機構 静 岡 産 業 保 健 総 合 支 援 セ ン タ ー	〒420-0034 静岡市葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9階	TEL 054-205-0111 FAX 054-205-0123	
島 田 労 働 基 準 監 督 署	〒427-8508 島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎3F	TEL 0547-41-4912	島 田 労 働 基 準 協 会	〒427-0029 島田市日之出町4-1 島田商工会議所会館内	TEL 0547-35-4522 FAX 0547-35-5191	一般社団法人 日 本 労 働 安 全 衛 生 コ ン サ ル タ ン ト 会 社 静 岡 支 部	静岡県労働安全衛生相談センター 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-17-5 静基連会館内		TEL 054-253-5857 火・木 13～16時